

平成 30 年度
自己点検・評価報告書

2019 年 5 月
函館短期大学

はじめに

昭和28年に函館商科短期大学として開学、昭和38年4月から栄養士養成施設として指定を受け、平成21年4月に保育学科を開設（保育士養成施設として指定を受ける）し、現在に至る。

自己点検・評価報告書は、平成16年6月に本格的な報告書が作成され、その後毎年継続して発行されてきている。この間平成17年度と平成24年度に短期大学基準協会の第三者評価を受審し、短期大学として適格との認定を受けている。令和元年度には、教育の内部質保証を主とする第3巡目の評価（認証評価）を受けることになる。

平成29年4月に三つの方針（ポリシー）を一貫性・整合性のあるものとして策定・公表することが義務化され、平成30年4月には学校教育法第110条第2項に関する省令によって、三つの方針に関することおよび内部質保証が認証評価の対象として義務づけられた。本自己点検・評価報告書は、この新評価基準（短期大学基準協会）に基づいて作成した。

日本の大学生の学修時間が短いことから、単位の実質化によって改善することで教育の質向上を図ってきたが、思ったように学修時間の伸びはなくそれぞれの大学・短大に見合う教育が行われ、ほとんどの学生が卒業している実態がある。そして、各大学・短大で作成される自己点検・評価報告書もそれに見合ったものとなっている。すなわち、実質を伴わない内容の形骸化である。

第3巡目の評価では、これを改善するために内部質保証を徹底させ、学習成果を可視化し、ディプロマ・ポリシーによる出口管理を厳格にすることで、大学が提供した教育の質について、大学自ら説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことを求められるに至った。

本学では、平成29年度からプログレスシートを活用して「学力の三要素」の評価を開始しているが、平成30年度にはこれを可視化したディプロマ・サプリメントの活用を目指した試行を行う段階に至った。函館短期大学が、このような教育の質保証を行っていることが、社会、高校の進路指導部さらに本学を入学する高校生にまで浸透することが次の目標である。

この自己点検・評価書からその一端を読み取れることを願い、教職員一同が教育の質保証の実質化に向けて一層の努力を続ける所存である。

令和元年5月

函館短期大学 学長 猪 上 徳 雄

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1
テーマ基準Ⅰ－A 建学の精神	1
テーマ基準Ⅰ－B 教育の効果	5
テーマ基準Ⅰ－C 内部質保証	16
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画	20
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	22
テーマ基準Ⅱ－A 教育課程	22
テーマ基準Ⅱ－B 学生支援	32
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画	42
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	44
テーマ基準Ⅲ－A 人的資源	44
テーマ基準Ⅲ－B 物的資源	54
テーマ基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	58
テーマ基準Ⅲ－D 財的資源	60
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画	66
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	67
テーマ基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ	67
テーマ基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ	69
テーマ基準Ⅳ－C ガバナンス	72
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画	73

語句について

・学習成果あるいは学修成果は、認証評価機関である一般財団法人短期大学基準協会が使用しているキーワードである学習成果に統一して記載した。

・学修と記載したもの

学修時間、学修ポートフォリオ、標準学修時間、授業外学修時間

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1の現状>

本学の建学の精神は、創立者故野又貞夫先生が表した“惟うに真の学問とは言うまでもなく知・情・意の円満にして而も高度に発展せしむることである。従って学問と徳性とは別々に考えるのではなく不離一体の関係にある。徳性の涵養を離れた学問はなく、学問とはあくまでも、知・情・意の総合的体得に外ならない”に起源する。これに基づいて、学園訓 3 カ条“報恩感謝・常識涵養・実践躬行”を具体的信条として知・情・意の円満にして高度に発達した人材を育成することを目的として教育を行っていることを明確にしている（学則、学生便覧）。

本学の学園訓 3 カ条の終局的発展は真の学問追求を意味しており、「学問」を通じてバランスの取れた人間教育を行い、職業教育を通じてその体得実現を図ることを教育の理念としている。この根幹をなす学園 3 カ条を読み解くと、1) 人間の段階的な成長、長期的な成長を意図していること、2) バランスの取れた人間の重要性を説いていること、3) 職業に貴賤なく、教育の対象を幅広く考えていること という特徴をもつ。これが本学で学ぶことで、広く地域社会で貢献することができる人材の養成がなされている理由である。

この教育姿勢は、学園が創立された昭和 13 年(1938 年)以来一貫して継承されてきた。また、故野又貞夫先生の座右の銘として今に受け継がれている「生涯学べ」は、これからの社会情勢に対応して時代を生き抜いて幸せな人生を送るためには欠かせない。学生も教職員も一人ひとりが一生涯かけて成長し、十分な専門性と確かな人間性を獲得し、社会に貢献していかなければならない（学生便覧）。

本学の建学の精神の背景には、北海道における私学の草分けともいえる函館の学校教育の歴史が深く関わっている。このような私立学校のこの地域で果たしている役割の大きさから、函館市から私学に対して運営費補助が行われ、私学振興が図られている所以でもある。

野又学園設立に起源する本学の建学の精神は、新教育基本法（平成 18 年）の前文（公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成）、教育の目標（公共の精神に基づき、主体的な社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと）、生涯学習の理念（その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習すること

ができること)、教育の機会均等(障害の状態に応じて、十分な教育を受けられること、経済的理由によって修学が困難にならないこと)、大学(成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与するものとする)、私立大学(私立大学の果たす役割の重要性にかんがみた私学教育の振興)および教員(研究と修養に励み、資質向上を図ることの必要性)等の各条文で規定され、求められている事項に基づいた公共性は十分に有すると確信している。

また、私立学校法(平成26年改正)の目的である“私立学校の自主性を重んじ、その公共性を高めることによって、健全な発展を図ること”に照らしても、本学は、建学の精神に基づく教育の理念を達成するために法令および寄附行為を遵守し、財務情報の公開等の管理運営制度の改善を図りながら地域に根差した継続的な発展を目指しており、公共性を有する短期大学として説明責任を果たしている(寄附行為)。

学生便覧の学則第1条に、本学の教育目標と学校法人を設立するにあたっての建学の精神を示し、別途ページを割いて創立者の説く「建学の精神」と学園訓3カ条、その精神を具現化してきた学園の沿革を紹介している。入学志願者に対する学校案内においても同様な内容の概略を掲載しており、また日常的に、学園関係者には記憶に留めさせる一助として、学園訓3カ条(報恩感謝・常識涵養・実践躬行)を記した額を学内の各教室および所々に掲げ周知徹底を図っている。

法人本部が刊行している学園要覧をはじめとして、設置する教育機関が発行している学校案内、創立記念誌、さらには本学と本法人のホームページに掲載・紹介している。また、創立者が上梓した書物においても公表している。

学園訓への理解を深化させるため、学生・教職員及び関係者に対して、学長は入学式ならびに卒業式での式辞の中で、必ず創立者の建学の精神、学園訓3カ条についての解説を織り込んでいる。また、1年生から2年生への進級時のオリエンテーションの開催時に、先ず学年初めの激励を兼ねた講話の中で、学園訓に触れた挨拶を行っている。さらに卒業時には、建学の精神を人生の道標として活用されることを期待し、学園訓を印刷した色紙を卒業生に贈呈している。また、卒業記念の文集となる『学苑報』を発刊し、巻頭には式辞の中で行った学園訓の解説を掲載して、卒業生への励ましとしている(学長式辞、オリエンテーションプログラム、学苑報)。

ホームルームの機能を合わせ持つ教養ゼミナール(S・L, Sincere Life 真摯なる生活の略)の授業では、本学の学園訓について、学生便覧に掲載されている内容を担当教員が解説し、学生と共に理解を深めている。基礎教育科目の「社会人基礎論」においても、社会人として必要な素養の講義と共に、学園訓についても学生が理解できるよう関連づけた解説を担当教員が行っている。

また、教職員に対しては、中期経営計画の策定に関連するSD研修等をとおして、建学の精神を学内で共有している。

理事会・評議員会の議を経て、平成17年4月1日から施行した寄附行為において、それまで創立者の記述として継承されてきた建学の精神を、その第3条(目的)に明定し、法的効力を持たせ、併せて、就業規則の第1条にも連動させるなどの整備を図った。また、平成17年度を開始年度として、大学・短大のみならず学園傘下の8校すべてに自己点検・評価制度を導入し、建学の精神と教育理念の具現化について、点検・評価を行い、

理事会の承認を得ることとした。建学の精神をどのように具現化するかは、法人傘下の教育機関の大きな使命である。

平成16年度からは、本学園の建学の精神にもとづく教育研究水準の向上と社会的使命の達成のための所属長会議を開催して「建学の精神の具現化」について、気持ちも新たに取組む確認を行っている。学園各校に自己点検・評価制度を導入し、これを定着させるため、「野又学園教育向上推進委員会規程」は理事会決定により、平成16年9月25日から施行された。本規程は函館短期大学自己点検・評価規程の上位規程と位置づけられ、毎年度の自己点検・評価報告書で具現化に向けて報告し、理事会に提出・承認を受けている。その後、これとは別に平成26年度から策定している中期経営計画（3カ年計画）においては、「建学の精神」の確認を行いながら、それにもとづいた教育理念・経営理念を実現するための目的として経営ビジョンを掲げ、経営戦略と経営計画の詳細を決定している（規程集）。

以上のごとく、本学園では「建学の精神」の今日的具現化について理事長が中心となり、定期的な点検等が行われる体制は整えられており、各教育機関の点検作業を実施している。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- （1）地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- （2）地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- （3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準Ⅰ-A-2の現状＞

本学の公開講座として、地域・社会に向けて開催している事業としては、公開講座委員会が中心となり8つの健康運動講座〔中級エアロ、ダンスフィットネスZUMBA（ズンバ）、フィットネスヨガ&ピラティス、楽しいアクアビクス、レッツスイミングA、レッツスイミングB、レッツスイミングC、かんたんウォータービクス〕がある。また、高齢者向け生涯学習事業として平成26年度から高齢者向け公開講座（年4回）を開催している。全体として年間約330名が利用している。

保育学科では、「子育て研究所」が併設されており、開設当時からその事業の一環として地域の保育士・幼稚園教諭を対象に専門職研修講座を年3回開催している。1講座当たりの受講者は35名前後で推移しており、地域の受講者の意識は非常に高い。実施している講座内容についても好評である。

他には、国が推進する食育月間の一環として平成22年度から継続開催（日本フードスペシャリスト協会と共催）している食育講座がある。親子を対象とした食育講座を中心に開催してきたが、平成28年度からは健康寿命を意識した大人の食育講座を実施している。

正課授業の開放（リカレント教育を含む）として、履修証明プログラムとして実施（平成28年度からセメスター毎に募集）している。「食と栄養コース」（平成28年度前期・後

期各1名の実績) および「子供の発達サポートコース」の2コースを開設している。

協定等の締結による連携では、「函館市と函館短期大学の相互協力協定書(平成26年8月29日)」により、(1)地域づくりや地域の活性化に関すること、(2)地域の子育て支援、(3)食育に関すること、(4)学校教育における教育支援に関すること、(5)双方の知的・人的資源の交流に関すること、および(6)双方の主催事業に対する相互協力・支援に関すること等の事項について連携を行っている。函館市主催の港祭りへの参加とボランティア支援活動、函館マラソン(平成28年度～)での審判員ボランティア支援活動、食育フェスティバル「はこだてげんきなこ食育フェスティバル」(平成28年6月9日)への教員・学生のブース参加等がある(協定書)。

「学校法人野又学園函館短期大学と一般社団法人北海道中小企業家同友会函館支部における包括連携実施覚書(平成27年9月18日)」による連携では、両学科に関係深い分野である“食、保育、介護、観光”等を念頭に置いて、(1)地域産業の振興に関すること、(2)まちづくりや地域の活性化に関すること、(3)地域人材の育成、(4)キャリア教育の推進に関すること、(5)地域ニーズに応じた研究活動に関すること等の推進を図るものである。

その実例として、産学連携事業で弁当の販売(函館短期大学とコープさっぽろおよびドリームファクトリーとの連携、平成28年度から)を企画し、平成29および30年3月に実施した(覚書)。

さらに、「函館短期大学と函館短期大学付属幼稚園との包括連携協定書(平成24年12月18日)」および「函館短期大学と函館深堀保育園との包括連携協定書(平成28年3月23日)」に基づき、それぞれ教育・研究面の相互協力体制の構築および学生が実習教育をとおした実践的理解を深めることに貢献できている。そのような関係から、幼稚園・保育園が開催する発表会・夏祭り・運動会へのボランティア活動支援は、多数に及んでいる(協定書)。

福祉関連では函館市社会福祉協議会との共催で、本学学生および社会人を対象とした介護職員初任者研修講座を提供している(平成9年度～平成29年度)。

ボランティア活動等の実施による地域・社会に対する貢献では、基礎教育科目である「ボランティア実習Ⅰ」「ボランティア実習Ⅱ」をとおした地域貢献度を「函館短期大学の学生ボランティアによる地域経済効果」としてまとめホームページで報告・公開し、ボランティア活動の重要性の理解に貢献している。

他にも、茶道部 第3回表千家流学校茶道部、社会福祉法人函館共働宿泊所模擬店イベントに参加、教員による「函館学2016&2018」(キャンパス・コンソーシアム函館主催)で講師として参加、ボランティア部による傾聴ボランティア活動、近隣高丘町会夏祭りにボランティアとして参加し、また授業の一環としてPBLにも組み込まれている。

さらには、函館短期大学主催イベントとして、函館市の街中全体がイベント会場となる「はこだて国際科学祭」の一環として「キッチンサイエンス」(親子対象で平成24年から)の開催、平成25年度からは対象を大人向けに変更して「大人のキッチンサイエンス」を開催し、教職員がボランティア参加して高等教育機関として広く市民を巻き込んで地域・社会に貢献している。

函館市医師会、市保健所主催の「市民健康祭り」へ健康・栄養相談員として参加と協力も継続して行っている。栄養士会函館支部との連携も密に行われ、ボランティア協力のみではなく、課題研究発表の形式で病院内のカンファレンスや短大での発表体験の場でコメ

ントを得ながら学生の実践力を付ける機会としている。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神にもとづく「教育研究水準の向上と社会的使命の達成」のために、公募により全国より優秀な若手教員を採用すべく努力して、その定着をはかってきたが、学位「博士」を修めた教員を中心として平成28～30年度では10名の教員が、退職あるいは他大学・短期大学への異動があった。後任には優秀な教員を公募等で採用し、体制を整えた。教員構成の硬直化を避けるためには、ある程度の異動は止むを得ないが、本学教員に相応しい人材の定着化という点では、課題を抱えていることとなる。

地域における存在感の強化のために建学の精神を広く周知する努力を行いながら、建学の精神を学生ひとり一人に浸透させ、学力の三要素として可視化できるかどうかも課題である。

函館市を含む地域には、民間のスポーツセンターやフィットネスセンターが開設されるようになってきたことから、公開講座の参加者を増やしていくことが大きな課題といえる。しかし、保育学科の専門職研修講座のように専門分野の教員に特化した講座は学科の強みを発揮できると考えている。また、現在希望者は少ないが履修証明プログラムのように社会人の学び直しの機会の提供は、これから重要性を増すことから、地域・社会にアピールし、社会人の学び直しの機会は常に開いておく必要がある。

高等教育機関が地域で貢献していくためには、一対一の連携で活動するのではなく、公共団体、企業を含む広がりのある大きな組織体として連携すること（平成30年度私立大学等改革総合支援事業タイプ5プラットフォーム形成が選定された）が可能となったことで中長期計画に沿って地域全体の活性化を推進する。

〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕

〔区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

＜区分 基準Ⅰ-B-1の現状＞

建学の精神を受けて、学則第1条の目的を達成するため、その第1条の2として、次の2学科を設置し教育研究上の目的を以下のごとく定めており、学生便覧、学校案内、ホームページ等を通して広く表明している。

食物栄養学科では、食物栄養に関する専門教育を深く教授研究し、関連する職業人を養成することに目的はあり、保育学科では、幼児教育および乳幼児保育に関する専門の学芸を深く教授研究し、関連する職業人を養成することを目的としている。このように極めて具体的かつ明確に、両学科の教育目的は示されている。

また、両学科の教育目標は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日、中央教育審議会）に沿い、建学の精神に基づいて行った三つの方針の見直し（平成28年度）を行い平成29年4月1日からホームページで公開した。また、新入生に周知すると同時に平成30年度入学試験要項にも記載した。さらに、平成29年12月15日教授会において「学力の三要素」に対応した三つのポリシーの再度の見直し案を了承し（見直し1回目）、平成31年度入学試験要項から適用した。平成31年2月19日には2回目の見直しを行い、令和2年度入学試験要項の整備をした。

食物栄養学科の教育目標：

以下の人材を養成することが食物栄養学科の教育目標である。

1. 食を通して、人の健康の保持増進のために活躍できる豊かな人間性を身に付けた人材
2. ライフスタイルに応じた質の高い栄養指導ができる確かな専門性を身に付けた人材
3. 生活環境や食文化を通じて、地域社会への貢献をすることができる人材

保育学科の教育目標：

以下の人材を養成することが保育学科の教育目標である。

1. 子供の利益を尊重し、人として尊敬される豊かな人間性を身に付けた人材
2. 子供の発達や心の動きに合わせた保育と保護者に対する相談支援ができる確かな専門性を身に付けた人材
3. 子育ての環境について、地域と食育を関連付け考えることができる人材

学則第1条には、学園訓3カ条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条とし、知・情・意の円満にして高度に発達した人格を有し、人類社会に貢献しうる職業人を養成することを使命としていると宣言しており、教養ある人間として、男女を問わず職業をもって社会参加することで、責務を果たし社会貢献することを期待する目標が掲げられている。また、上述のように両学科の教育目標にも地域社会への貢献を考える人材養成を目標としており、PBL等によりカリキュラムへも反映できるように毎年度点検を実施している。

さらに、学校法人野又学園中期経営計画（平成26年度～平成28年度および平成29年度～平成31年度）の経営理念にも“本学園の建学の精神は、創立者が記した意味の「学問」を通じて、人はすべからず職業教育を受け、立派な専職を持ち、地域社会に貢献し得るような人材の養成にある。”ことを記載し、定期的に点検を行い、教職員が参加するSD研修を開催して全員に周知している。また、学校法人野又学園の経営ビジョンには“学習を必要とする人たちの個性・発展可能性・創造性の評価に責任を持つ教育により、「生涯学べ」の理念を体現する人材を育成し、地域社会に貢献する。”ことを掲げており、3年毎に学園として確認し、経営理念と同様に本学の全教職員が共通認識を持ち、学園の経営戦略に則り函館短期大学の経営計画を通して地域で必要とする人材養成を行うために、課題発見・課題解決に向けて計画的に積極的展開を行っている。さらに、地域の要請に応えられているかの点検を実施しながら、各年度の事業計画に反映させている。

本学が地域・社会の要請に応えられているかの定期的な点検作業は、地域連携推進委員

会に設置されている地域連携センターを中心に実施している。地域での話し合いの場およびアンケート調査等のまとめ・報告書を参考に地域ニーズを反映できるよう、各種委員会等のPDCAサイクルを機能させている。そして、教職員全員参加が基本であるSD研修において全学の共通認識となるよう周知徹底を図っている。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-2の現状＞

函館短期大学および両学科の学習成果は、平成24年度短期大学基準協会の第三者評価受審に対応して平成22年度に建学の精神に基づいて規定し、同時に学習成果の向上・充実を図る計画を立て実行してきた。平成23年度には三つのポリシーを規定し、学習成果の獲得状況をエビデンスに基づいて証明してきた。平成28年3月31日に出された「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

（以下、三つのポリシー策定・運用ガイドライン）の中の策定意義で整理されているように「学生の学習成果の目標となるもの」がディプロマ・ポリシーであり、授業ではシラバスの到達目標を達成することにある。また、アドミSSION・ポリシーは受け入れる学生に求める学習成果（「学力の三要素」についてどのような成果を求めるのか）を示しており、大学教育でこれを更に伸長させることが求められている。平成29年度に公表が義務化された三つのポリシーは、函館短期大学の教育課程における学習成果を中心に設定されたものである。したがって、本学の建学の精神と結び付いた教育目標を達成するためには、社会生活で必要となる身に付けておくべき力として「学力の三要素」を中心に据えたディプロマ・ポリシーが一定水準に達している必要がある。すなわち、単位修得以外の資質・能力に関するディプロマ・ポリシーが達成されていれば学習成果が獲得されたことになる。つまり、両学科の学習成果は（単位数以外の）ディプロマ・ポリシーそのものといえる。

函館短期大学の学習成果は両学科のディプロマ・ポリシーを統合した内容であり、「学力の三要素」を考慮し、両学科の教育目標とする人材養成に不可欠となる（1）豊かな人間性の身に付けていること、（2）確かな専門性を身に付けていることおよび（3）地域・社会への貢献を考えることができることに基づいて定めており、これが本学の学習成果（教育課程レベル）である。

両学科の学習成果（教育課程レベル）を「学力の三要素」に基づき下記のように定めている（平成29年12月15日教授会承認）。

〔食物栄養学科の学習成果（ディプロマ・ポリシーを達成すること）〕

食物栄養学科の教育目標を達成し、卒業認定に必要な所定の単位を修得して、以下の資質と能力を持つ者に短期大学士（食物栄養学）を授与する。

〔知識・技能〕

1. 食と栄養及び健康に必要な専門的知識と技術を有し、人の健康増進を促すことができる。
2. ライフステージの特性を把握し、栄養管理に反映させることができる。
3. 食を通して、地域福祉に即戦力として貢献することができる。

〔思考力・判断力・表現力〕

4. 生活環境や食文化を深く分析して、課題や問題を見つけ出し、その解決に向けて計画的に考え、答えを導き出す能力を身に付けている。
5. 身に付けた知識と技能を生かし、物事を的確に認識して評価できる能力を身に付けている。
6. 生涯にわたって学び続け、身に付けた知識や技能及び経験を創造力を持って分かりやすく他者に伝えることができる。

〔コミュニケーション力・社会人力〕

7. 専門職業人としての高い倫理観を保持し、社会に貢献しようとするすることができる。
8. コミュニケーション力を身に付け、他者と協働して課題を解決しようとするすることができる。
9. 他者への思いやりと柔軟な対応力を持つことができる。

〔保育学科の学習成果（ディプロマ・ポリシーを達成すること）〕

保育学科の教育目標を達成し、卒業認定に必要な所定の単位を修得して、以下の資質と能力を持つ者に短期大学士（保育学）を授与する。

〔知識・技能〕

1. 保育と子育て支援に必要な専門的知識と技術、とりわけ食育知識と音楽表現技術を有し、子供の成長を促すことができる。
2. 地域の特性を的確に把握し、保育に反映させることができる。
3. 保育者の社会的使命を理解することができる。

〔思考力・判断力・表現力〕

4. 子育て環境を深く分析して、課題や問題を見つけ出し、その解決に向けて計画的に考え、答えを導き出す能力を身に付けている。
5. 身に付けた知識と技能を生かし、物事を的確に認識して評価できる能力を身に付けている。
6. 生涯にわたって学び続け、身に付けた知識や技能並びに経験を分かりやすく他者に伝えることができる。

〔コミュニケーション力・社会人力〕

7. 専門職業人としての高い倫理観を保持し、社会に貢献しようとするすることができる。
8. コミュニケーション力を身に付け、他者と協働して課題を解決しようとするすることができる。

9. 他者への思いやりと柔軟な対応力を持つことができる。

函館短期大学で定めている両学科の教育目標、三つのポリシーは教授会で承認され、学外にはホームページ、入学案内広報誌、入学試験要項等に記載することによって、学習成果を一体的に公表している。

学力の三要素のうち「知識・技能」については主に授業の到達目標（科目レベルの学習成果）を達成していることを定期試験等で公平に評価し、セメスター毎に学修ポートフォリオにより fGPA を通知し、この時本人が授業外学修時間を記入（申告）することで学習状況を把握している。さらに、食物栄養学科では、平成 30 年度から高い達成目標を達成するために各 S・L 単位で毎日の学習時間を把握（週ごとに）することを開始した。

また、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（コミュニケーション力・社会人力）」については、本学で開発したプログレスシートにより入学時およびセメスター毎に自己評価、担当教員評価、担当外教員評価を実施し、これらの評価が客観性のある学習成果となるよう SD 研修等により常に検討を加えて検証を行っている（学修ポートフォリオ、プログレスシート）。

学校教育法で規定されている2年間の修業年限で栄養士又は保育士を養成する本学は、各学科長の卒業認定に基づいて短期大学士を授与している。短期大学において密度の高い一定水準の教育を受け、短大で獲得した知識・能力が本学の査定基準に照らして基準に達していると認められた者を卒業認定し、学位を授与している（機関レベルの学習成果）。また、短期大学基準協会から短期大学として適格であるとの認定（平成18年3月および平成25年3月）を受けており、国際的に通用する学位として客観性も確保されている。今後とも、教育の質を維持するためには、学習成果の達成状況を把握・点検することは欠かせない。そこで、平成29年度からは毎年度アセスメント・ポリシー（13ページ表参照）に基づき教務委員会、学生委員会、IR委員会および学科会議等を中心にデータを収集し、IR委員会等が中心となりデータ分析・改善点の指摘を行い、これを受けて教学マネジメント会議において最終的な改善点をチェック後、教授会で承認を得てから学長が改善指示を出してPDCAサイクルを機能させる体制を構築している。このようにアセスメント・ポリシーを定めて教学マネジメント会議中心としたPDCAサイクルの管理を行い学習成果の獲得状況の点検を実施している。

【区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3の現状>

平成28年3月31日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布により三つの方針

（「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受け入れに関する方針」）を策定・公表が義務付けられ、平成29年4月1日から施行されることとなった。また、これに伴い平成30年度から「三つの方針」を共通評価項目として認証評価に反映することも決定している。

このような経緯から本学においても平成28年5月の教授会において「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会、以下「ガイドライン」という。）を参考に、現在公表している三つの方針（平成23年度に公表）を見直し、新たな三つの方針を一体的に策定するための全学的組織としてワーキンググループ（WG）を設置した（三つのポリシー見直しおよびPDCAのWG）。同時に高大接続に関連し、大学の入学者選抜方法で「学力の三要素」を多面的・総合的に評価するものへと転換することが求められ（高大接続システム改革会議「最終報告」、平成28年3月31日、高大接続システム改革会議、以下「最終報告」という。）、受け入れた学生に対しては、大学の教育課程において「学力の三要素」の更なる伸長を図ることによって大学教育の質的転換に繋げなければならない（平成30年度から）。したがって、新たな三つの方針に従ってバランスよく「学力の三要素」を学習成果として獲得させる必要がある。WGでは、最終報告の内容をガイドラインとリンクさせて、三つの方針間で整合性のとれた最終案を策定した。

以上のような経緯から本学では、WGから平成28年12月22日の教授会に両学科の教育目標を含めた新しい一体的な「三つの方針」の最終案が報告され、承認された。同時に、これに関連する「カリキュラムマップ」および「アセスメント・ポリシー」（13ページ表参照）の最終案も報告され、承認された。これに基づき、平成30年度入学試験要項および短期大学入学案内広報誌へ記載し、公表の義務化は平成29年4月1日であるが、平成28年12月26日にホームページ上で公表した。

さらに、「学力の三要素」に基づくディプロマ・ポリシーに合わせて、再度ポリシー全体の見直し（PDCAによる三つのポリシーの見直しWGで検討）を実施し、平成29年12月15日の教授会で承認（見直し1回目）、さらに平成31年2月19日には2回目の見直しが了承され、令和2年度版の入学試験要項の整備を行った。見直し後の一体的な両学科の新しい三つの方針は14-15ページの通りである。

「学力の三要素」を取り込み、学習成果を中心に設定した三つの方針のうち特に、ディプロマ・ポリシーは「学力の三要素」をバランスよく身に付けることが卒業認定の条件となっているので、2年間の教育課程を通してどのようにして厳格（公正）に評価するかは重要な事項である。

本学では、上述の三つの方針に基づく学習成果を2年間の教育課程の中で獲得されているかを確認するための方策として、以下のような教育活動を実施している。一つは、学力の三要素のうち「知識・技能」については、平成26年度から成績評価にfGPA(functional GPA)を導入し、主に授業の到達目標を達成していることを定期試験等で公平に評価し、セメスター毎に評価を学生にフィードバックし、同時に授業外学修時間の確認を実施している

（学修ポートフォリオ）。これにより学生は、セメスター毎の努力過程を知ることができる。また、これらのデータはIR委員会で集計・分析後、全教職員対象の函館短期大学FD・SDで報告し、データ内容を共有している。

二つ目は、「知識・技能」以外の学力要素である「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（コミュニケーション力・社会人力）」については、本学で開発したプログレスシートにより入学時およびセメスター毎に自己評価、担当教員評価、担当外教員評価を平成 29 年度から調査を開始した。これらの評価が客観性のある学習成果となるよう SD 研修等により評価方法について検討を継続している（平成 29 年 11 月 29 日第 10 回 SD 研修、平成 30 年 9 月 10 日第 1 回 IR 委員会）。

このように「学力の三要素」を取り込み、学習成果を中心に設定した三つの方針は、最終的に学力の三要素を「学修ポートフォリオ」「プログレスシート」として可視化される。また、就職に際して在学中の「学修ポートフォリオ」と共に「プログレスシート」を「ディプロマ・サプリメント」として可視化されたデータを企業側に提供されることによって、短期大学としての説明責任を果たすことができ、実効が伴うことで教育の質保証が実質化され则认为している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

学校法人野又学園の経営理念・経営ビジョンおよび本学の教育目的・目標は人間性を身に付けて、地域社会で貢献することで一貫している。しかし、入学時に学ぶことを理解していないあるいは学習意欲の低い学生も見られることから、学園および本学の教育目的・目標を達成させて、地域社会に送り出すためには、建学の精神を理解できる基礎学力を身に付け個性を見極めたうえで将来の可能性を総合的に評価する必要がある。そこで、“学力の三要素”のうち知識・技能など主に記憶に頼る競争ではなく、「思考力・判断力・表現力」および「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」という卒業後も伸びていく可能性のある創造性・協調性に注目して、これらを伸ばすことを公平に評価する方法の確立が課題である。

「学力の三要素」の“知識・技能”以外の学力要素である“思考力・判断力・表現力”“主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度”についてはプログレスシートで評価するが、その結果については、企業等の協力を得ながら就職後の状況について調査が必要となる。

本学園が理念として掲げている（１）資格を生かして地域・社会に貢献できる人材として活躍すること、（２）真の学問を身に付け幸福な人生を送ることについては、長期にわたる調査が必要であり、これを確認することには困難が伴う。そこで、現実的には卒業後 3～5 年間活躍していることの実態を把握し、企業等が学生に求める知識・能力が実際に身に付いていたかどうかについて継続して確認を行っていくことが重要であり、今後の大きな課題となる。

プログレスシートのデータは、「思考力・判断力・表現力」（新たな価値を創造する資質・能力、creative skills, CR）および「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」（人生を切り開いていくための力、social skills, S0）として集計することで、「学力の三要素」および学園の経営ビジョンを fGPA、CR および S0 の項目として可視化する

函館短期大学

ことができるが、本学の教育の実態を反映したものとして、社会的に認知され信頼性が増すことによって、大学の説明責任が果たせることになる。

したがて、大学の説明責任を果たすためには、入学を許可した学生個人について教員が丁寧、公正で厳格な評価を行うことができるかどうか最大の課題となる。

函館短期大学アセスメントポリシー

函館短期大学では、学園訓、各学科の教育目標ならびに3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に基づいて、機関（短期大学）レベル、教育課程（学科）レベル、科目（個々の授業）レベルの3段階で学修成果を査定するため、以下のような指標を配置します。

	入学生	在学生	卒業生
機関レベル	・オープンキャンパス参加者アンケート ・新入生アンケート ・各種入学試験	・課外活動状況 ・学生満足度調査 ・退学率 ・休学率	・学位授与数 ・就職率 ・専門領域への就業率 ・進学率 ・卒業時アンケート ・卒業生対象アンケート ・雇用者へのアンケート
教育課程レベル	・各種入学試験 ・Wスクール希望者数 ・履修登録時のプラスα資格取得希望数	・成績評価（fGPA） ・学修ポートフォリオと学修行動調査 ・修得単位数 ・単位未修得者数 ・外部アセスメントテスト	・各種資格取得率、取得者数 ・教員採用試験合格者数 ・栄養士実力試験結果
科目レベル	・リメディアル科目のアセスメントテスト	・成績（優、良、可、不可） ・学外実習評価 ・授業アンケート	

函館短期大学

食物栄養学科			
教育目標	アドミッション・ポリシー(AP)	カリキュラム・ポリシー(CP)	ディプロマ・ポリシー(DP)
食物栄養学科の教育目標	食物栄養学科の入学受け入れの方針	食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針	食物栄養学科の学位授与の方針
以下の人材を養成することが食物栄養学科の教育目標である。 1. 食を通して、人の健康の保持増進のために活躍できる豊かな人間性を身に付けた人材 2. ライフスタイルに応じた質の高い栄養指導ができる確かな専門性を身に付けた人材 3. 生活環境や食文化を通じて、地域社会への貢献をすることができる人材	食物栄養学科の教育目標を理解し、以下の資質を有することを期待したい。 【知識・技能】 1. 高等学校卒業相当の知識を有し、食と栄養及び健康の専門的な学習に必要な基礎学力を身に付けている人 【思考力・判断力・表現力】 2. 幅広い教養と専門知識、高い調理技術を身に付けようとする人 3. 本学の学園訓をよく理解し、人の健康のサポーターとして、自らがなすべきことを見出し、実践しようとする人 4. 自分の将来に向けて具体的な目標を持ち、他者に自分の考えを的確に表現できる人 【主体的に協働する態度】 5. 人の長所を大切に、明るくコミュニケーションできる人 6. 食と栄養及び健康に関する課題に関心をもち、それらの解決に向けて主体的に他者と協働して学ぶ態度を有している人	食物栄養学科の教育目標及びディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のようにカリキュラム(教育課程)を編成する。 1. 短期大学士の学位に相応しい幅広い教養を身に付ける「基礎教育科目」並びに栄養士に必要な専門知識・技能を身に付ける「専門教育科目」を基盤とし、主体的、能動的に課題に取り組む態度や意欲を形成することで、思考力・判断力・表現力を身に付ける。 2. 「基礎教育科目」の「社会人基礎論」及び「教養ゼミナール(S・L)」を基軸として、「専門教育科目」の実験・実習・演習を通して、コミュニケーション力と総合的な「社会人力」を形成する。 3. 食と栄養及び健康に重点を置き、より高い目標を持つ多様な学生が自ら学修計画を立て主体的な学びを実践できるように、栄養士資格に加えて、以下の資格取得も可能とする。 ○調理師免許 ○フードスペシャリスト ○健康運動実践指導者 ○エアロビック・ダンスエクササイズ・インストラクター ○レクリエーション・インストラクター ○マイクロ オフィス スペシャリスト(Word, Excel, PowerPoint) ○栄養教諭二種免許 ○中学校教諭二種免許(家庭) ○食育指導士® ○社会福祉主事任用資格 ○介護職員初任者研修	食物栄養学科の教育目標を達成し、卒業認定に必要な所定の単位を修得して、以下の資質と能力を持つ者に短期大学士(食物栄養学)を授与する。 【知識・技能】 1. 食と栄養及び健康に必要な専門的知識と技術を有し、人の健康増進を促すことができる。 2. ライフステージの特性を把握し、栄養管理に反映させることができる。 3. 食を通して、地域福祉に即戦力として貢献することができる。 【思考力・判断力・表現力】 4. 生活環境や食文化を深く分析して、課題や問題を見つけ出し、その解決に向けて計画的に考え、答えを導き出す能力を身に付けている。 5. 身に付けた知識と技能を生かし、物事を的確に認識して評価できる能力を身に付けている。 6. 生涯にわたって学び続け、身に付けた知識や技能及び経験を創造力を持って分かりやすく他者に伝えることができる。 【コミュニケーション力・社会人力】 7. 専門職業人としての高い倫理観を保持し、社会に貢献しようとすることができる。 8. コミュニケーション力を身に付け、他者と協働して課題を解決しようとすることができる。 9. 他者への思いやりと柔軟な対応力を持つことができる

函館短期大学

保育学科			
教育目標	アドミッション・ポリシー(AP)	カリキュラム・ポリシー(CP)	ディプロマ・ポリシー(DP)
保育学科の教育目標	保育学科の入学受け入れの方針	保育学科の教育課程編成・実施の方針	保育学科の学位授与の方針
以下の人材を養成することが保育学科の教育目標である。 1. 子供の利益を尊重し、人として尊敬される豊かな人間性を身に付けた人材 2. 子供の発達や心の動きに合わせた保育と保護者に対する相談支援ができる確かな専門性を身に付けた人材 3. 子育ての環境について、地域と食育を関連付け考えることができる人材	保育学科の教育目標を理解し、以下の資質を有することを期待したい。 【知識・技能】 1. 高等学校卒業相当の知識を有し、幼児教育や保育分野の専門的な学習に必要な基礎学力を身に付けている人 【思考力・判断力・表現力】 2. 幅広い教養と専門知識、高いコミュニケーション力を身に付けようとする人 3. 本学の学園訓をよく理解し、自らがなすべきことを見出してボランティアなどの学外活動に積極的に参加しようとする人 4. 自分の将来に向けて具体的な目標を持ち、他者に自分の考えを的確に表現できる人 【主体的に協働する態度】 5. 人の長所を大切に、明るくコミュニケーションできる人 6. 子供が好きで、子供と子供を取り巻く環境の課題に関心を持ち、それらの解決に向けて主体的に他者と協働して学ぶ態度を有している人	保育学科の教育目標及びディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のようにカリキュラム(教育課程)を編成する。 1. 短期大学士の学位に相応しい幅広い教養を身に付ける「基礎教育科目」並びに保育者に必要な専門的知識・技術を身に付ける「専門教育科目」を基盤とし、主体的、能動的に課題に取り組もうとする態度や意欲を形成する。 2. 「基礎教育科目」の「社会人基礎論」及び「教養ゼミナール(S・L)」を基軸として、「専門教育科目」の実習・演習を通して、コミュニケーション力と総合的な「社会人力」を形成する。特にS・LⅡでは、地域課題解決型学習(PBL)にも取り組み、地域社会に貢献しようとする資質を養う。 3. 「専門教育科目」では、講義・演習の学びと合わせて各種実習のほか、フィールド学習などを通して1つの課題を多面的に把握して考察できる能力を培う。 4. 食育と音楽表現に重点を置き、より高い目標を持つ多様な学生が自ら学修計画を立て主体的な学びを実践できるように、保育士資格に加えて以下の資格取得も可能とする。 ○幼稚園教諭二種免許 ○レクリエーション・インストラクター ○食育指導士® ○保健児童ソーシャルワーカー ○准学校心理士 ○マイクロ オフィス スペシャリスト(Word, Excel, PowerPoint) ○社会福祉主事任用資格 ○介護職員初任者研修	保育学科の教育目標を達成し、卒業認定に必要な所定の単位を修得して、以下の資質と能力を持つ者に短期大学士(保育学)を授与する。 【知識・技能】 1. 保育と子育て支援に必要な専門的知識と技術、とりわけ食育知識と音楽表現技術を有し、子供の成長を促すことができる。 2. 地域の特性を的確に把握し、保育に反映させることができる。 3. 保育者の社会的使命を理解することができる。 【思考力・判断力・表現力】 4. 子育て環境を深く分析して、課題や問題を見つけ出し、その解決に向けて計画的に考え、答えを導き出す能力を身に付けている。 5. 身に付けた知識と技能を生かし、物事を的確に認識して評価できる能力を身に付けている。 6. 生涯にわたって学び続け、身に付けた知識や技能並びに経験を分かりやすく他者に伝えることができる。 【コミュニケーション力・社会人力】 7. 専門職業人としての高い倫理観を保持し、社会に貢献しようすることができる。 8. コミュニケーション力を身に付け、他者と協働して課題を解決しようすることができる。 9. 他者への思いやりと柔軟な対応力を持つことができる。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

*当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1の現状>

本学では、平成 11 年の自己点検・評価の義務化に伴い平成 12 年度に自己点検・評価に係る内規を定め、平成 14 年の第三者評価の義務化に伴い平成 16 年度に規程として制定した。これによって組織として自己点検・評価委員会が結成されて、平成 13 年度より毎年、自己点検・評価作業を行っている。学則の第 1 条 2 項目に「本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」旨の項を加え、常設委員会として函館短期大学自己点検・評価委員会を設置した。現在、学長を委員長とし、2 学科の学科長、部長（教務・学生部・就職支援部）および図書館長の 6 名と、事務局 3 名および学長が必要と認めた者 3 名の計 13 名で同委員会は構成されている。また、自己点検・評価による PDCA サイクルを適正に機能させるために教学マネジメント会議を設置した（平成 29 年 4 月 1 日施行）。このように規程および組織は、整備されている。

毎年度、学長は執行部（部長・館長・センター所長・研究所所長）並びに各委員会委員長に対し、年度末より 3 か月以内に自己点検・評価報告書の発刊についての連絡をなし、その纏めにあたり所管する分野の点検を依頼している。このことで各責任者は、日常的にも意識的に点検作業に取り組むこととなっている。一方、各教員に対しては、研究費を交付するにあたり、「新年度の教育研究計画」の提出を義務づけ、専任教員の教育研究等の業績公表を行っている（紀要等への投稿）。各種委員会等においては、教育課程および学生支援を念頭に「函館短期大学 学生満足度調査」等各種アンケート調査を実施している。各年度事業計画は次年度の 4 月末までに報告書を作成し、5 月の理事会で承認を受ける。

平成 17 年度を初年度とした財団法人短期大学基準協会（平成 24 年度より一般財団法人となる）による第三者評価において、いち早く対応して「短期大学として適格」との認定を受けた。これを機会に報告書を作成し、文部科学省・厚生労働省の指導官庁はじめ、北海道・東北・関東の主だった短大へ配布した。また、本学のホームページにも掲載した。この時点での公表を第 1 回として、その後は 3、4 年に 1 度の公表を目標として取り組んでいる。平成 26 年度の自己点検・評価報告書からは、学校法人野又学園のホームページの情報公開で毎年度分の報告書を一般に公開している。

自己点検・評価委員会の指示のもと、各部局の責任者が中心となって点検・評価活動は行われるが、その総括とも言うべき各年度の報告書作成では、各部局に所属する教職員がクラスターの的に仕事を分担し、事実関係に照らして報告を記録し、それを部長・館長・センター長等の責任者が纏めて各分掌等の報告書として、委員会に提出する段取りとなっている。また、学内の課題解決のため教職員全員参加が原則のFD・SD実施委員会が開催するFD・SDにおいて関連課題について広く意見交換を行っている。分掌毎の報告および課題となる意見等を集約し、委員会では文章の統一などの整理作業後に、教職員が所属している事務局・学科会議で確認した後、自己点検評価委員会で承認を受け、教授会に報告する。その後、学校法人野又学園教育向上推進委員会に諮られ、所属長会議で最終的な承認を受け、ホームページで公開となる。

なお、この一連の作業のマンネリ化を防ぐためと、教育の向上、学生支援の充実を目指して、教職員を機会あるごとに学外の研修会等へ派遣するなどして、「教育の質保証」に努めている（平成29年度の第6、7、10回SDで報告；平成30年度の第3、4回SDで報告）。このように、臨時の雇用者や新任者を除いて、全教職員が関与して点検・評価作業を継続している。

一方、高大接続改革を推進するために、特に「学力の三要素」を多面的・総合的に評価して入学者選抜を実施するが、平成29年度にはプログレスシートによる知識・技能以外の学力要素の評価の在り方、方法等について高等学校教員との意見交換の機会を設定し、進路指導教員の意見聴取を行っている（平成29年6月17日および8月19日の高大接続意見交換会）。また、要望に応じて高大接続に関する協議会の場を通して「学力の三要素」の短期大学修学中の評価についても意見交換を行い自己点検・評価に反映させている（高大接続に関する協議会を開催）。また、プログレスシートの開発に当たり、本学の卒業生が就職している企業・法人に「学生に求める資質・能力」「在学中に実施してほしい教育内容等」の意見聴取を実施して「学力の三要素」の評価項目の決定に反映させている（平成28年3月28日教授会報告）。

さらに、平成25年度から毎年度学園系列高校との間でキャリア・デザインプログラムを実施し、ある職業についてやりがいを持って働くことの意義の理解を深めることに努めている。これは高校生が目標を定める一助となり、短大として直接高校生の将来への考え方の現状を把握できるという大きな意義があり、進学後に本学の学習成果を獲得させるための方策を考えるためにも有意義である（柏稜高等学校キャリアデザインプログラム）。

「学校法人野又学園高大接続研修」では、学生の読解力向上のための“読解力向上プロジェクト”を推進しており、短期大学においても、特に実習・実験の観察記録やレポート作成等で専門的内容を理解し、自分の考えを記述（考察）することができるようになるように高校から大学・短大の5～7年間をかけて高大間で学習を共有できるシステムとなるようなプロジェクトを目指して活動を継続している（野又学園読解力向上プロジェクト）。

このように教育の効果を考慮した自己点検・評価に当たり、高校や企業・法人等との連携を通して上述の各種取り組みを実施している。

自己点検は科目レベル、学科の教育課程レベル、機関レベルで行われ、学科単位、委員会単位等を含め、あらゆる分掌から点検が行われるが、法令に準拠しているかどうかには照

らして点検することが重要である。短期大学設置基準、養成施設としての指定基準による自己点検および指導調査、教職課程の実施視察、7年ごとの短期大学基準協会による認証評価のための自己点検および中央教育審議会から出される各種答申に基づく省令遵守の確認等である。これらに関連して点検を日常的に実施することで、基準を満たしていない事項あるいは教育の質レベルに問題点があれば改革・改善する方向で検討が行われる。常設の自己点検・評価委員会は、平成11年の自己点検・評価の義務化、平成14年の第三者評価の義務化により設置されたことから、自己点検・評価報告書作成に基づきシラバスの充実、成績評価へのGPAの導入、FDの実施、三つのポリシーの策定・公表、学生による授業評価アンケートの実施等に関連する課題解決を積極的に実施してきた。これらが単位の実質化を伴う学生の主体的学習に繋がるような取り組みを模索している。

全国的にも目的どおりの成果があがっていないことから、法令改正等により「自己点検・評価を実質的に機能させて、主体性を持って教育の質保証を行う体制を構築し、大学自らの責任で公に説明しなさい。」という教育の質保証の実質化のために、三つのポリシーの策定・公表の義務化（平成29年4月1日）に続いて、内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。）について重点的に評価することが認証評価機関に義務づけられるに至った（関連省令は、平成30年4月1日から施行）。

そこで本学では、上述の内部質保証に取り組むために、IR委員会を中心とした情報収集・分析（自己点検・評価）、その改善指摘に基づき教学マネジメント会議（平成29年度に設置）で審議を行い、学長より改善指示（自己点検・評価の活用）が行われる（PDCAサイクル）体制を構築した（教学マネジメント会議議事録）。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

*当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2の現状>

本学で平成28年度までに公表していた三つのポリシーは、一貫性に欠けていたことから「高大接続システム改革会議（最終報告）」（平成28年3月31日）（以下、改革会議最終報告）および「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日）（以下、中教審ガイドライン）に従って一体的なポリシーを策定・公表した（平成29年4月1日）。この三つのポリシーは、中教審ガイドラインで整理されているように学習成果を中心に設定されたものであり、カリキュラム・ポリシーにより学習成果を評価された後に査定（アセスメント）が行われることになる。その手法を定めたアセスメント・ポリシーを策定し、それに従って実施している。

知識・技能（a）に関しては従来からのfGPAによる評価が中心であり、それ以外の学力要素である「思考力・判断力・表現力」（b）、「主体性を持って多様な人々と協働して

学ぶ態度」(c)については、本学で独自に開発し、細分化した要素項目による評価が可能とするプログレスシートによる資質・能力の変動調査〔自己評価(本人)および客観的評価〔教養ゼミナール(SL)担当教員および第3者の教員〕〕を行い、これを(b)および(c)の学力要素として集計を行う。最終的に(a)、(b)および(c)の「学力の三要素」のレーダーチャートとして可視化している。

ここで定めた査定によって、公正に学習成果が評価されているかどうかは、データ収集・分析を行うIR委員会および改善指摘を行う教学マネジメント会議で、定期的に検証を行う。そこでは、機関レベル、教育課程レベルおよび科目(授業)レベルの査定手法が入学生、在学生および卒業生に対応して適切ものであるかどうかの点検も行う。

学習成果として求めた「学力の三要素」を2年間の教育課程で学習成果として伸長させるためには、自己点検・評価活動が重要となり、その結果を教育改革・教育改善として実効のある成果としなければならない。そのためには、点検データの分析・評価を短大の教育の質の維持・向上と結び付けていることが重要である。これを行うには確実にPDCAサイクルを機能させる必要があり、本学では機関レベル、教育課程レベル、および授業(科目)レベルでアセスメント・ポリシーによる査定(13ページ表参照)が機能することによって、入学生が学修ポートフォリオおよびプログレスシートに基づく「学力の三要素」による可視化データによって卒業時に学生個人の個性が長所として伸長することが確認できるような指導体制を教職員で共有している。このように本学の教育向上・充実のためにPDCAサイクルを有効に活用している(教学マネジメント会議議事録)。

「待ったなしの大学改革」という状況で中央教育審議会からの答申が矢継ぎ早に改革・改善に関連する学校教育法あるいは学校教育法施行規則の一部改正に盛り込まれるなど高等教育政策が急速に展開しており関連法案の確認を怠ることはできない。

本学の拠るところは教育基本法であり、より具体的な設置・認可等の関係法令は、短期大学設置基準である。教育の基本を確立することに係る法令は、学校教育法と私立学校法がある。また、関係教育法令として、学校教育法を補完する学校教育法施行令、学校教育法施行規則がある。さらに本学の場合は、栄養士法、児童福祉法、教育職員免許法等の各法令がある。

短大の場合、学科設置に係る監督官庁は文部科学省であり、短期大学設置基準を遵守することで認可される。本学の開設している食物栄養学科と保育学科の場合、栄養士と保育士に関係する厚生労働省の指導に依るところも極めて多い。これら両省より通知される内容は、本学の各開設学科を運営する上で極めて重要であり、これを理解し実行に移さなければ、教育の維持と発展は叶わない。その意味で関係法令の遵守は当然であり、今後とも注意深く関心を払うべき最重要事項と心得て対処している。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

自己点検・評価は、平成30年4月1日に施行された「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用に際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」によって大きく変わることとなる。従来の自己点検・評価は詳細な評価項目を定めて(本学の例では、11大項目、47中項目、85小項目)実施してきた。これは全国的に平成11年に自己点検・評価が義務化されたことによって義務を果たすことが目的になり、積極的な教育改善の実効(PDCA

サイクルの機能)には至らず、第三者評価(認証評価)では無事に合格できることが目標となってしまう、形骸化したのである。本学も同様の傾向にあったことは否めない。

平成30年度からは、上述の省令により「改善を継続的に行う仕組みに関すること」による内部質保証システムが構築されているか、そして、この事項について3巡目の認証評価で重点的に評価を行うこととなった。したがって、今後の自己点検・評価の最大の課題は、大学の構成員、特に教員が主体性と責任を持って内部質保証を機能させ学生の学習成果の獲得を実効ならしめるよう意識改革ができるかどうかである。

学生は、教育課程を通して所定の単位を取得し、一定水準の学習成果を修めた(2年間の課程を修了した)者として卒業認定を受けて学位記を授与され、これによって「教育の質」を保証されたことになる。したがって、その前提である大学が決めた基準に基づく査定は、たいへん重要となる。

教育の質を保証するためには、PDCAサイクルを機能させて、内部質保証しなければならない。教育の質の保証とは、どのような状況になればよいのかに正解はなく、各大学・短期大学で考えるべきもので、他に転嫁することのできない重い責任である。査定の指標、ベンチマークの設定・見直し等常に改善を継続しなければならない、そして上納の公開によって自分の大学が卒業認定して学位を授与するに十分な水準にあることを自ら説明と証明をする必要がある。

一方では、教育の質に上限がある訳ではないので、常に質の維持、向上に努力を継続しなければならない。その中で本学が最も重要視しているものは、中期経営計画(平成29年度～平成31年度)の経営ビジョンで示されている「学生の発展可能性」と表現されている個々人の潜在能力である。これを在学中に個性に応じた「学力の三要素」として評価したとき、その学生の学びの成長が認められたかどうかが問われ、学びの成長が確認できれば、それこそが教育の質を維持していることの証左となる。

認証評価を受けるための自己点検・評価あるいは内部質保証システムの構築ではなく、学生の学力要素を伸長させ、社会が期待している学習成果を獲得させることができる組織となるよう教職員が意識改革できるかが大きな課題である。

すなわち、教育の質を保証するためには、教職員の教育に対する高い資質と向上心が要求される。

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成24年度の行動計画は、規程に基づき毎年自己点検・評価を実施し、課題改善を行うことである。現在の進捗状況は、平成24年度から函館短期大学の自己点検・評価報告書は継続して作成されており、特に平成26年度以降は、文部科学省の私立大学を対象とした各種支援事業に申請することと連動して教育改善を積極的に進めてきたことから、行動計画はほぼ達成されている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本基準における全体の改善計画は、確実にPDCAサイクルを機能させて内部質保証を行い

教育の質向上を推進することにある。

1. 地域社会への貢献、活性化では自治体、産業界が参加するキャンパス・コンソーシアム函館（プラットフォーム）の中長期計画の活動を通して、地域での函館短期大学の責任を果たすこと。
2. 学修ポートフォリオおよびプログレスシートのデータを学力の三要素に基づき学生の学びの伸長として可視化し、ディプロマ・サプリメントとしての有効性を就職先と連携して確認すること。また、学生に対する公正、厳正な評価方法を教職員で共有するために、毎年複数回のFD又はSDを開催する。
3. 複数年にわたるfGPAデータを活用し学生の主体的学びに結びつけるために、本学学生の実力階層による学生の勉学意欲の傾向を明らかにし、それぞれに応じた対策を打ち出すこと。
4. 在学生が函館短期大学で学んで良かったと思って卒業してもらえるような授業を展開するために、教員の意識改革を図る。そのための学科別の教員による研修を実施し、函館短期大学FDにおいて成果報告（学生生活満足度調査の結果）で確認を行う。
5. これらの改善計画は既に野又学園中期経営計画〔平成29(2017)年度 - 平成31(2019)年度〕に組み込んでおり、この期間内で着実に前進させる

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

*当該区分に係る自己点検評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

(3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

本学の卒業の要件は、学則第18条に「学生は2年以上在学し、卒業必修単位を含む、合計62単位以上を修得しなければならない」と定めており、卒業必修科目については、学生便覧中の学則の別表1（食物栄養学科）及び別表2（保育学科）として綴じ込みして理解しやすいように示してある。また、成績評価の基準については、学則第16条で試験成績の学習評価として明確に規定し、各科目についてはシラバスに明記している。第19条および第20条では資格取得の要件について明示している。さらに詳細な内容は、「授業科目の履修及び単位修得に関する要項」に記載・解説されている（学生便覧）。

以上のごとく、各学科のディプロマ・ポリシーは、学科の学習成果に対応して規定され、卒業要件等も明確にしている。

函館短期大学では、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第16号）に沿い、平成29年4月1日に両学科のディプロマ・ポリシーを定め、公表した。同時にディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーを策定・公表した。公表は、函館短期大学広報パンフレット、入学試験要項およびホームページ等で実施している。ディプロマ・ポリシーが「学力の三要素」に対応していることおよび入試においても「学力の三要素」を評価することに変更したことから、平成29年12月15日開催の教授会においてアドミッション・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの見直しを行い平成30年4月1日から更新することを決定した（見直し1回目）。また、平成31年2月19日の教授会において2回目のポリシー見直しを実施した。

本学の開設する両学科の卒業必修科目および資格取得に必要な科目は、短期大学設置基準と関連する法律に基づいており、定められた基礎教育科目と専門教育科目をカリキュラムマップに従って体系的に学習し、卒業要件を満たした者を教授会において確認し、卒業を認定された者に短期大学士を授与している。また、本学の授業科目内容、卒業要件および資格要件を満たした場合には、十分に社会的・国際的な通用性を有するものと認識している。

なお、学位の英文表記が必要な場合については、日本栄養・食糧学会（Japanese Society of Nutrition and Food Science）および日本保育学会（Japanese Society of Early Childhood Care and Education）の英語表記をそれぞれ参考にして表記している。食物栄養学科はDepartment of Food and Nutrition、学位名の短期大学士（食物栄養学）は、Associate of Food and Nutrition と表記、保育学科はDepartment of Early Childhood Care and Education、学位名の短期大学士（保育学）は、Associate of Early Childhood Care and Educationとしている。

平成29年4月1日に公表したディプロマ・ポリシーは、「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に沿って、学習成果中心に他のポリシーとも一貫性のあるものとして設定したものである。しかし、実際に学習成果の獲得状況の評価を通して不十分な点等があれば、IR委員会、教務委員会および教学マネジメント会議を中心とするPDCA管理体制の中で点検を行うこととしている。また、平成31年度からの認証評価では、学生の学修成果および内部質保証を重視した評価が想定されていることから、これらに耐えうる点検を行う。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- （1）学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- （2）学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
- ①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
- ③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
- ④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- （3）学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- （4）学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

平成31年4月1日に公表した三つの方針（14-15ページ参照）は、「ガイドライン」に沿って一貫性のあるものとして策定しており、教育課程はディプロマ・ポリシーに対応したものである。これにしたがって、ディプロマ・ポリシーに掲げた卒業時の学習成果を確実に獲得できるよう短期大学設置基準に準拠して教育課程を体系的に編成している（カリキュラムマップおよび科目ナンバリング）。

食物栄養学科の教育課程は、基礎教育科目は29教科42単位、専門教育科目は55科目81単位の計84教科123単位を配置している。保育学科は、基礎教育科目は32教科48単位、専門

教育科目は54科目86単位の計86教科134単位を配置している。卒業必修科目は、両学科共、10教科14単位である。このように両学科では、卒業必修単位を満たした上で選択科目を各学年に配当し、合計62単位以上を修得するために十分な科目数と単位数が用意されており、カリキュラム・ポリシーに沿って学習成果を修得することが可能なカリキュラムとなっている（学生便覧）。

両学科の授業科目には、ナンバリング科目コードを付し（学生便覧およびシラバスに記載）、基礎・総論から各論・応用－発展－集大成の順で取り組めるよう1、2年次に科目を配置して体系的な時間割編成を行っている。各科目で修得可能なディプロマ・ポリシーをカリキュラムマップ（シラバスに記載）で示すことで学生が学びの成長を意識できるように配慮し、資格取得に必要な学習成果に対応した授業編成となっている。

本学では、授業外学修時間を確保（授業時間割の空き時間は授業外学修時間割り当てている。）して単位の実質化を図るために、登録単位数の履修上限を設定し、学生便覧の「函館短期大学履修及び成績評価に関する規程第10条」で規定している。また、相当の理由が認められる場合には、登録単位数の特例として上限を超えて履修できるように配慮している（履修登録単位数制限および履修科目の変更に関する運用内規第2項）（学生便覧）。

成績評価は、短期大学設置基準に求められているように客観性と厳格性を維持するために、その評価基準を学生便覧およびシラバスに記載して明確にしている。シラバスには学習成果を獲得させるための到達目標を明示し、それを判断基準（ルーブリック）として評価方法に従い成績判定を行っている（学生便覧、シラバス）。

各授業科目のシラバスには、ICT活用、実務教員、該当ディプロマ・ポリシー（DP）項目番号、授業のテーマ及び到達目標（学習成果）、授業の概要、講義計画（授業内容）、授業外に行うべき学習（予習・復習、準備学習）、標準学修時間の目安、課題（試験やレポート等）のフィードバック、成績評価の方法、成績評価の基準（ルーブリック：授業の到達目標に対する到達度の目安および該当DPに対する到達度の目安）、教科書、参考書を記載明示している（シラバス）。授業時間数は、シラバスに記載されている単位数と授業回数から理解できるように、学生便覧に記載している（学則第17条および「函館短期大学履修及び成績評価に関する規程第5条」）。成績評価の基準の詳細は学生便覧の学則第16条及び「函館短期大学履修及び成績評価に関する規程第13条」に記載している（学生便覧）。また、各科目の「学力の三要素」として修得すべき学習成果は、知識・技能に関してはシラバスに到達目標として記載しており、知識・技能以外の学力要素については同様にシラバスに「当該ディプロマ・ポリシー項目番号」を記載しており、巻末にディプロマ・ポリシー一覧を掲載している（学生便覧）。

本学では、通信による教育を行っていない。

教養・専門科目を担当する教員の採用は、公募を原則とし、短期大学設置基準の教員の資格に準拠して「函館短期大学教員の任用及び昇格選考基準」および「函館短期大学教員の任用及び昇格審査に関する内規」に従い実施している。この場合、担当しようとしている科目分野の専門性とそれに関連した最新（10年以内）の業績のあることが審査内容に含まれている。したがって、教育課程で配置されている教員は担当科目を担当するに十分な能力を有しており、さらに日頃の科目分野の研究活動の成果（研究業績）も反映した質の高い授業展開を行っている。また、栄養士および保育士養成施設の認定を受けていること

から、その条件を満たしていること（医師あるいは管理栄養士免許状の保持）の確認をしている。同様に教育職員免許課程の認定に係る関連資格についても厳格に確認を行っている（各養成施設の定期自己点検書、教職免許課程認定申請書）。

教育課程の見直しは、短期大学設置基準に関しては教務委員会が、養成施設基準については、両学科の学科長が中心となり、認可条件（必要開講科目数、単位数数、授業時間数、クラスサイズ等）の確認を含め他の資格に関連する諸条件を満たしていることを点検し、必要な改善を実施している（各養成施設の定期自己点検書）。

他に地域や地元企業との連携を目指すための教育課程の見直しにより、地域を対象とした課題解決型PBL（平成27年度から実施）および地元企業と共同した商品開発、就業体験（インターンシップ）を正課授業に取り入れている（平成29年度から実施）。

なお、教育課程見直しの準拠としている法令等は下記の通りである。

短期大学：「短期大学設置基準」

教育職員免許：「学校教育法」「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」

栄養士：「栄養士法施行規則」「栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について」

保育士：「児童福祉法施行規則」「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」「指定保育士養成施設指定基準（平成30年4月27日）」

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

学校法人野又学園の経営ビジョンとして、「生涯学べ」の理念のもとで、学生も教員の一人一人が生涯かけて成長し、十分な専門性と確かな人間性を獲得し、社会に貢献することを掲げている。本学においても、教育課程の中で教養教育と専門教育をバランスよく修得することで、これからの社会で生き抜く力を培い豊かな人間性を涵養するよう両学科の教育目標の1つとしている。卒業後社会人として変化する社会で対応できる考え方を学び、協働することの大切さを身に付けるための科目として、例えば、社会人基礎論ⅠとⅡ、教養ゼミナール（S・L）ⅠとⅡ、情報機器操作ⅠとⅡ、コンピュータリテラシーW、EおよびPを設定している。これらの内容を在学中に深めることができるように1、2年次に配置している。このように、したがって、充実した内容として実施体制が確立できている（シラバス、カリキュラムマップ）。

本学では、基礎教育科目が教養教育関連科目であり、専門教育については専門教育科目にて履修できるように配置している。シラバス及びカリキュラムマップには、学習成果として獲得できるディプロマ・ポリシーの項目番号を科目毎に示すことで、基礎教育科目（教養教育科目）と専門教育科目の両方を履修することの意義を入学・進級ガイダンスで説明

する。これによって、どのような学習成果が修得されるのか分かり、教養教育と専門教育が関連していることが理解し易くなる。例えば、教養ゼミナールや社会人基礎論の学習成果が、教育実習や校外実習における学習成果の獲得に繋がることである。

「学力の三要素」である知識・技能以外の新たな価値を創造する力（思考力・判断力・表現力）および人生を切り開いていく力（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の形成に繋がるコミュニケーション力・社会人力）など教養教育と強くかかわりのある学習成果は、本学独自のプログレスシートによって5段階による半定量的な評価（ルーブリック評価）を行うことでデータ化される。これらのデータに基づいてディプロマサプリメントとして可視化を試みている。ディプロマサプリメントの試験運用に当たっては、学科内および短期大学全体で企業側との連携を図りながら改善を行っている（FDおよびSD）。同時に、IR委員会および教学マネジメント会議を中心とするPDCAサイクルも機能させる。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

（1）学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

（2）職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学の教育目標は、学則第1条に掲げられており、教育基本法、学校教育法および短期大学設置基準の定めるところに従って深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な教育目的とし、また、学園訓3カ条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的な信条とし、知・情・意の円満にして高度に発達した人格を有し、人類社会の福祉に貢献しうる職業人を養成することを使命とすると規定している

（学則）。食物栄養学科と保育学科の両学科の教育目標の2つ目に栄養士・保育士養成施設としての職業資格を取得をできる専門教育と教養教育の実施体制を整えている。

食物栄養学科では、厚生労働省より栄養士養成機関としての認定を受け栄養士の養成を行っている。また、保育学科では、同じく厚生労働省より指定保育士養成施設の認定を受け保育士養成を行っている。

また、開設学科に関連する教育職員免許取得関連科目〔（中学校教諭（家庭）・栄養教諭・幼稚園教諭）〕の設定をするなど、他の職業教育指導にも力を入れている。

これらの職業に関連した資格を取得に必要な専門科目およびそれを一層充実するための教養科目が履修できるように体系的な教育課程を編成し、担当できる高度の有資格者を採用して、指導官庁より認可を受けて専門的職業教育を実施しており、その実施体制は毎年度自己点検・評価を実施している。平成29年度には両養成施設の指導調査を受け、おおむね適正に運用できているとの講評であった。

他にも、現在本学で取得支援を行っている資格は両学科の7～9種類である（介護職員初任者研修、フードスペシャリスト資格*、社会福祉主事任用資格、健康運動実践指導者*、食育指導士®、レクリエーション・インストラクター、エアロビクス・ダンスエクササイ

ズ・インストラクター*、マイクロソフトオフィススペシャリスト（W・E・P）、保健児童ソーシャルワーカー**、准学校心理士**：*は食物栄養学科のみ、**は保育学科のみ）。いずれも短期大学全体の教育課程編成を考慮し、学生が自主的に選択して効率的に学んで、資格取得が可能となるように配慮して実施している。

このような職業教育の効果を知るため、資格取得支援とその活用による就職内定率の確認等各資格に係る効果の分析を行っている。また、栄養士については、全国的な栄養士実力認定試験のランク別合格者数およびフードスペシャリスト協会の資格試験合格率等による状況を授業の改善に役立てている。このような確認作業は、養成施設校として単位を認定することで得られる国家資格であることから、客観的な指標として重要な側面を持っている。

また、栄養士・保育士および教育職員免許資格については、定期的に厚生労働省（栄養士）あるいは北海道保健福祉部福祉局（保育士）、文部科学省初等中等教育局教職課教員免許企画室免許係等の指導調査（両教職課程とも平成29年度）あるいは実地視察（平成28年度）があり改善に役立てている。その間にあっては、監督官庁から発せられる省令の改正による通達等に基づいて、常に最新の教育課程の維持に努めている。

その他、協会（協議会）等から養成校として認定を受けている資格については、毎年度の自己点検時に、必要科目・講義時間および資格を有する教員の確認等を通してその都度改善を行っている。

【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

*当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

アドミッション・ポリシー（AP）は、平成29年4月1日に公表しており、「中教審ガイドライン」ディプロマ・ポリシー（DP）に沿ってカリキュラム・ポリシー（CP）を含め新たに学習成果（Student Learning Outcomes, SLO）を中心として一貫性を持って策定したものであり、「学力の三要素」を多面的・総合的に評価するものであり、SLOに対応している。平成29年度には、DPの「学力の三要素」に対応したAPとするための見直しを行い、平

成30年4月1日に更新した（見直し1回目）。さらに平成31年4月1日にCPとDPの改定・公表を行った（見直し2回目）。

上述のAPは、13-14ページに記載と同じものを入学試験要項に掲載し、明確に示されている。

また、このAPは「学力の三要素」に基づく表現内容になっており、入学前の学習成果を多面的・総合的に把握評価することが入学希望者に伝わることは明らかである（14-15ページのAP参照）。

本学の入学試験要項に記載して実施している選抜方法は、総合型選抜（AO入学）、特別奨学生学校推薦型選抜（特別奨学生推薦入学）、学校推薦型選抜（推薦入学）、社会人選抜（社会人入学）および一般選抜（試験入学）の5種類の方法である。一方、APはDPに示す学習成果の獲得を目指す受験希望者としてふさわしいかを選抜するものであり、「学力の三要素」に基づく高校における学習成果を評価基準としている。したがって、受験希望者は自分の高校での学び・能力を考えてポリシーに応じた選抜方法を選ぶことができる。

それぞれの選抜方法の評価方法（入学願書、調査書、推薦書、面接・面談、適正検査、小論文等）について、高校での学習成果を入学選抜方法の評価項目と「学力の三要素」との関連性の強さを考慮して実施している（選抜時の「学力の三要素」と「評価方法」の関連表）。

また、面接・面談評定評価基準表および入学者選抜要項で判定基準を明確にしており、これらに基づいて受験生を多面的・総合的に判定している。

このようにそれぞれの選抜方法について明確な選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。

授業料、その他入学に必要な全経費は、入学試験要項に明示している。

平成27年8月19日にアドミッション・オフィスを設置し、広報・相談部門、出題・採点・評価部門および多面的・総合的選抜調査研究部門の3部門を置いて、入試選抜、合格判定を適正に実施し、必要な場合は見直し等の改善も適宜行っている（規程の改定）。平成29年9月14日には、アドミッション・オフィサーを任命し、入学試験全般に責任を持つこととした（平成29年9月21日 第14回教授会）。

事務局にアドミッション・オフィスに配置されている入試課事務職員が外部からの受験に関する問い合わせに対応し、事務的に対応できない事項は他のアドミッション・オフィス部門員と相談しながら、適切に対応できる体制を整えている。

学習成果としての目標であるDPを修得できる教育課程を目指すCPと整合性の取れた本学のAPが、受験者の入学選抜のポリシーとして適正であるかどうかを点検するために高等学校関係者と意見交換を行う場を設けている。例えば、キャンパス見学会での意見交換会（平成29年度から実施）あるいは高大接続に係る高等学校関係者との協議会（平成28年度に実施）の場で意見交換を通して三つのポリシーを含めてAPの点検のための意見聴取を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

*当該区分に係る自己点検評価のための観点

(1) 学習成果に具体性がある。

- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6の現状＞

基準Ⅰ-B-2で示したように函館短期大学および両学科の学習成果（それぞれのDP）は、「学力の三要素」に基づいて“身に付けていること”“できること”という記述になっており、何を身に付け、何ができるようになるかを具体的に示している。また、各科目のシラバスに学習成果となる到達目標を記載すると共に、学習成果の目標となるDPの番号を付して科目毎に具体性を持たせてある（シラバス）。

本学の教育課程は、短期大学に2年間在籍して資格取得に必要な単位数を履修することでDPを達成できるように編成されている。また、シラバスおよびカリキュラムマップには、履修科目毎に修得可能なDP番号が示しており、卒業と資格取得に必要な基礎教育科目および専門教育科目を履修することで「学力の三要素」に関連する学習成果をバランス良く2年間以内に獲得可能である。

「学力の三要素」のうち知識・技能の学習成果の測定には、各科目の学業成績評価のための定期試験の点数から算出されるfGPAを活用している。それ以外の学力要素については、本学で開発したプログレスシートによりループリック評価数値〔自己評価、教養ゼミナール（S・L）担当教員評価および第三者教員評価の平均値〕により「思考力・判断力・表現力」および「コミュニケーション力・社会力」として測定している。後者の「コミュニケーション力・社会力」は、中教審「最終報告」にある3つ目の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に相当するものと考えている。

このように各科目に示すDPの目標から獲得できる知識・技能以外の学習成果についても数値化し、これを可視化することで「学力の三要素」の説明のためのエビデンスとする。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

GPA（fGPA）分布については、セメスター毎に各科目のfGPAと科目得点分布を表示し、各教員がどのような成績評価を行っているかを開示している。優・良・可のレター・グレードによる分布については、学科ごとの分布を調査し、成績のインフレ化防止に努め成績の適正評価に役立てている。学位取得率、栄養士および保育士資格の取得率、全国規模の共通試験の合格率等の各種指標の調査は従来から実施している。

また、学生による授業評価アンケートでは、10項目について5段階評価を行い、 Semester毎にそれらの評価データを分析し、FD・SDにおいて解説し、その結果は教務課において学生および教職員が閲覧できるよう開示している。

学生の学修ポートフォリオによる授業外学修時間の調査（個人特定の個別調査）を行い、授業外学修時間と学業成績（f GPA）との関係を分析して講義方法の改善に役立てている。

上述の各種データは、講義・実験・実習でルーブリック評価を主に行っている場合は、ルーブリック内容の改善にも随時役立てている。

学生満足度調査の実施結果は、学習環境改善に活用している。また、高等学校および卒業生の就職先企業等へのアンケート調査を実施し、分析結果を授業方法等の改善に役立て、さらに資質・能力向上のためにプログレスシートの評価項目にも反映させている。

他大学への編入率、在籍率、卒業率、就職率も随時調査している。これらのデータは、受験生確保等の方針決定に活用すると共に大学ポータルでも公表している。

学生個人が学習成果として獲得した状況を、本学の学生全体の傾向として評価するためにIR委員会を中心に結果を分析し、得られた情報を教学マネジメント会議、学長室会議（経営企画委員会）等での検討資料としている。これらのうち公表が求められているものは、ホームページおよび大学ポータルで掲載している。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- （1）卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- （2）聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8の現状＞

本学の入学生の約70％は出身地域に就職することから、その地域社会を支える主要な地域構成員となる。したがって、地域構成員となる本学の卒業生の進路先からの評価を聴取し、教育内容に反映するシステムは重要である。

一般に卒業生が長く勤めている雇用者からは、おおむね勤務成績は良いとの評価を得ている。ミスマッチのあった企業からの聴取した苦情内容については、然るべき委員会等で分析後に、学習成果の点検に活用して教育改善に役立てている。

平成29年2月に実施した企業・法人等への学生の求める資質・能力に対するアンケート調査の報告書（3月17日提出）では、コミュニケーション力、主体性、協調性、柔軟力、思いやり、優しさ、判断力、状況把握力、実行力、傾聴・共感力というように、自分で考えて主体性をもって行動するという社会人としての能力やスキルが要求されていることが明らかになった。

これらの要望を反映して両学科の人材育成に応じたプログレスシートの開発を行った（平成29年3月）。このシートを用いて、平成29年度から在学中の評価を実施して集計・分析を継続している。このデータに基づいてディプロマサプリメントとして可視化の試験運用を開始したので、今後、就職先とも連携することで、ミスマッチの解消に繋げて教育改善に役立てる。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

在学中に「学力の三要素」をバランス良く身に付いたことを確認するための卒業認定基準がディプロマ・ポリシーである。「…が身に付いた」「…ができる」という基準は、数値化による可視化が難しいため、本学ではある程度定量的に測定が可能となるプログレスシートによる評価（自己評価、SL担当教員評価およびそれ以外の教員評価）を開発して平成29年度から導入した。短期大学の教育課程で、入学時に評価した「学力の三要素」を更に伸ばさせ、その学習成果を学生個人の学びの成長として可視化を目指しているが、プログレスシートによって学生の学びの成長を公正に評価できることを確認することが重要となる。特に、「予習・復習の習慣がない」「授業になじめない」あるいは「勉強意欲の喪失」等の学習上の課題を抱え、卒業あるいは資格に必要な単位の取得も難しい学生にどれだけ丁寧に対応できるかが大きな課題である。

全国的な18歳人口の減少（特に、北海道・東北地方ではその率が大である。）、さらに2018年問題に伴う大学全入時代において基礎学力に乏しく、勉学意欲に欠ける学生が入学してくる可能性が高い。この状況下において、短期大学は学生の学びの成長を促すことが求められる。この難題の解決の一步として、本学では学習成果を評価するための、プログレスシートを開発した。これにより知識・技能以外の学力要素を可視化することで、個人の持つ個性の可能性が“学びの成長”として確認することができる。それを実現できるのは、学生の日々の学習の積み重ねでしかなく、教員の教育力が問われる。現在は、短期大学および養成施設としてのハードウェアは整った状況にあるので、次に教育課程の改善と教員の資質向上が課題となる。理由は、学生に“見える学びの成長”（自分の羅針盤）を実感してもらえるために乗り越えなければならないからである。

教養教育（一般教育）の大綱化（平成3年）が行われて以降、大学・短期大学の独自の教育課程編成が可能となった（人文科学・社会科学・自然科学の3分野の枠がなくなった。）。これに伴い本学においても、学園の建学の精神に基づいて豊かな人間性を身に付けたことが学習成果として評価できるような教育課程の編成に腐心してきた。

本学は、APで幅広い教養と専門知識を身に付けようとする人を求め、豊かな人間性を身に付けた人材養成することを教育目標としている。教育課程は、DPとしての学習成果が獲得できるように編成されている。平成30年4月1日に公表した三つのポリシーはDPに掲げた学習成果の獲得を中心に一貫性のあるものとして策定した。したがって、2年間で修得した学習成果が学びの成長として可視化されて確認できなければならない。

教養教育の課題は、本学に入学を許可した学生の学びの成長（学習成果の獲得）を学生が幅広く深い教養を身に付けることを促すのは、教職員の責任であり、この責任を果たすことができるよう、教職員の資質・能力の向上が課題となる。

各種資格取得については、保護者も含め学生からの要望も強い。栄養士、保育士、幼稚園教諭（二種）の資格は、短期大学を卒業することにより無試験で取得できるものであり、その認定には責任がある。そして教養教育の基礎に立ったものの見方を備えていなければならないことも特長である。したがって、2年間という短期間で学生個人の潜在能力に応

じた資格を取得するために、教員がプログレスシートをセメスター毎に確認しながら、学修成果を獲得させるための公正で、丁寧な修学指導を行うことができるかどうかが課題となる。

三つのポリシーの一つであるアドミッション・ポリシーは、平成17年からの数度にわたる中教審答申に基づいて各大学等で策定されてきた（努力義務）。平成28年3月31日に答申された三つのポリシー策定・運用のためのガイドラインに沿いポリシー相互間で整合性の取れたものとして新たに策定し、公表することが義務付けられた。これからは、ディプロマ・ポリシーに見合う学習成果を備えた学生として社会に送り出せるかが最大の課題となる。そのためには、「学力の三要素」として個性が伸びる可能性のある入学者を自律的・主体的に学習する短大生に導くことである。

現在、本学では知識・技能以外の「学力の三要素」についての学習成果の評価は、プログレスシートによりセメスター毎に評価している。評価方法の体制は整えられたので、教員による授業の工夫を行い主体的な学びを行える学生に変えることが重要となる。本学が教育したいこと（栄養士と保育士養成）と入学者が取得したいと考えている資格（栄養士あるいは保育士）の方向性が一致していることは幸いである。しかし、授業には出ているが学生の勉強量は少ない。強制的に時間を使わせるのは難しく成果も望めないが、成長するためには学びの時間伸長がなければならない。短大として、教員として学習成果の向上を図るための模索（教育力の向上）をしなければならない理由である。今後は、良い例をFD・SDの開催を通して学内で共有することが必要となる。

学習成果は、単に学生個人の在学中の獲得状況のみではなく卒業後の評価も重要である。今後、企業等を通して信頼性の高いデータを収集することが課題であり、大学が説明責任を果たしていくうえでも重要となる。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献して

いる。

②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は担当科目のシラバスに記載しているそれぞれの成績評価基準（ルーブリック）および該当ディプロマ・ポリシー（DP）に沿って、厳正な評価を行っており、これに従って合格点に達したことで学生は学習成果を獲得したこととなる。

学習成果の獲得状況は、定期試験の得点（素点）として教務課に提出され、得点により優・良・可・不可として記載され、同時に素点と単位数からfGPAに換算され、この状態で教務課が管理・保管している。IR委員会が結果を分析し、本学学生の傾向をFD・SDで全教職員を対象に説明し、情報を共有することでそれぞれの責任を果たしている。

セメスター毎に学生による「授業に関するアンケート調査」を実施し、IR委員会が集計・分析を行い、FD・SDで全教職員にデータは公表され、授業改善に役立てている。また、各自の担当授業に対する学生の評価・コメント等を通して改善すべき点等を「改善コメント」として全担当教員に提出を求めている（平成29年度からは非常勤も対象とした。）。この提出書類も教務課において学生・教職員が閲覧可能としている。平成29年度からは、担当授業でDPについての設問を設け科目DPとして適切であったかどうかの検証を行っている。

シラバスに記載されている授業内容は各学科教務委員（第三者）がチェックすることで、内容重複の確認、養成施設・教職課程としての網羅するべき内容を考慮しながら学科として教員間で調整を図っている。

教員は、シラバスに記載している教育目標、到達目標の達成状況を把握するために定期試験で厳正な評価を実施し、その結果は全て教務課で管理し、科目毎に学科平均fGPAに対する科目得点の分布等をFD・SDで説明・解説を行っている。

これらのデータに基づいて、セメスター毎に担当する学生の履修状況の把握に努め、教務職員の助言も受けながら丁寧な指導を行い卒業単位の修得に導いている。資格取得のための単位についても同様である。

また、定期試験による知識・技能以外の学力要素については、セメスター毎にプロセスシートによる自己評価と複数教員による評価により、「思考力・判断力・表現力」「コ

コミュニケーション力・社会人力」として評価を行っている。これらの学力要素がどのような科目で獲得可能かは、シラバスにDP番号を付して示してある。したがって、履修科目全体を通して学力の三要素が獲得できるように教育課程は編成され、全体像はカリキュラムマップに示し、学生に周知している。

一方、事務職員は円滑な授業実施を全面的に支援しており、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。その実態は、年間授業時間の確保、時間割作成、合格入学者の発表と同時に始まる学生名簿作成から卒業判定に至るまでの学生生活全般に渡り、全部署が学習成果を意識していることから、その獲得には十分貢献している。

事務職員が所属する部署は、学生が日々の学びに欠くことのできない窓口業務等により直接的に、また、校内各種委員会の委員として審議内容を通して間接的に学生の目標達成状況を把握している。

このように各部署において、学生の科目履修・生活支援を常に行っている。

特に、学生の成績記録は規定に基づき厳正に保管されている。

図書司書を置いて常に学生の学習環境を整え、授業外学修時間のための環境整備による支援を行っている。

学生および教員の意向を反映して、養成施設として備えるべき雑誌、図書の新版への更新を行い図書の充実、利便性の向上に努めている。

情報室およびAV室には学生のために必要な台数のコンピュータを整備し、実習に必須の栄養計算関連ソフトも充実して活用している。事務室および教員研究室には、専用のPCを設置して日常的にメール連絡によりスムーズな大学運営と学生支援が行われている。

校内LANを整備し、学生の利便性向上を図り、コミュニケーション・ラウンジおよびキャリアデザインコーナーにも端末機を設置し、利用を促進し、定期的メンテナンスを行い適正に管理している。

教職員のコンピュータ利用技術向上は、各自の努力はもちろん、上級の技術を有する事務員からのアドバイス等を受けながら向上を図り、さらに必要であれば学内で開講している情報技術講座に参加することも推奨している。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

(7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

(8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

(9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

入学手続者には学生生活に関する情報提供として、入学式前までに生活の支援のため居住場所の案内と奨励している資格取得の紹介を行っている。本学の入学者は開設学科の関係から女子学生が多く、保護者の安心のために女子学生会館を用意して、入居案内を積極的に行っている。小人数ながら男子学生の宿舎もある。入学手続時には、各種資格取得の一覧を示し、取得希望調査の回答を求める書類提出を依頼している。この他に、教科書と参考図書一覧を提供し、学生に入学直後に必要とされる諸経費の準備連絡と実習で用いる衣類についての情報提供を行っている。

入学者に対する学生生活のためのオリエンテーションは、入学式翌日から3日間かけて行われる。学習については教務部長を始めとする関係教職員から説明が行われ、次に学習支援の機能を有する図書館と情報処理演習室の利用について、館長と各責任者から案内があり、さらに学生生活全般については学生部長と同課長より説明がなされている。また、学生支援全般を担当する事務局の責任者からは、各種の届出や学校利用に関する説明があり、各種資格取得に係る案内や通学のための交通機関の無料バス利用の説明が行われている。

円滑な学生生活のスタートのため、最初の教養ゼミナール（S・L）の時間を割いて各担当教員は、個々の学生の学習計画を立てるにあたり丁寧な説明と指導を行い、学科別の履修方法と単位修得、卒業要件等の説明を繰返し行い、学習上で遺漏がないよう事務職員と連携して履修申告作業を支援している。

食物栄養学科では栄養士、保育学科は保育士資格取得に必要な必修科目について、そしてその資格を通して社会貢献できる人材となるために必要な「学力の三要素」について説明している。さらに、本学のディプロマ・ポリシー（DP）を達成することが学習成果の獲得することに繋がることの理解を深めるために、シラバスおよびカリキュラムマップを用いてガイダンスを丁寧に実施している。学修ポートフォリオおよびプログレスシートにより学習成果を「学力の三要素」として評価することを説明し、学習の動機付けにも重点を置いている。

印刷冊子体として、規程および履修方法および図書館の利用方法等を記載した「学生便覧」、ならびに履修しようとする講義の内容や進め方を記載した「シラバス（講義要項）」を発行し、科目毎に獲得できるDP番号を記載し、カリキュラムマップの補完と充実を図っている。シラバスについてはホームページにも掲載されており、いつでも確認できるようにしている。

前期・後期の時間割を作成し、学生に配布している。定期試験時には試験時間割と参考

のため持込許可される図書等、担当教員よりの連絡事項をまとめた案内を一覧表として配布するなど、教務課職員による学習支援がなされている。

また、入学前に授業で使用する教科書等の案内をしている他に、奨学金・入寮案内・学費（納入金）の案内等についても印刷物を用意して、学習成果獲得のため学習環境を整える支援を行っている。

食物栄養学科の1年次基礎教育科目の「基礎科学（1単位）」ならびに「生活数理（1単位）」は、様々な栄養士必修科目の基礎となるものである。したがって理数系の基礎学力が不足している学生にはぜひとも履修して欲しい科目である。そのために入学後のオリエンテーション時に両科目に関する簡単な学力検査を実施し、その結果を踏まえて該当学生に履修するよう指導している。「基礎科学」は小人数体制の4クラスで8回（90分授業）を集中的に実施している。また、数学の基礎を学習する「生活数理」は栄養価等の計算で必要となり、日常生活とも関連深いことから、正しく理解するために2～3クラスに分けて15回（45分授業）を実施している。

また、各科目の単位の履修が不可となった欠席過多や再試験受験者に対しては、複数名あるいは個々に、単位の修得ができるように補習指導を実施している。さらに、学生が個別に関連する教員に相談に来た時には、その教員がそれぞれに対応し、学生の学力に応じて適切な参考書などの紹介も行っている。

保育学科では、読譜の基礎的な理解が未習得で入学してくる学生に対して、基礎的な音楽能力の補習を目的とした「音楽基礎」を開設し、技術修得以前に挫折してしまわないように配慮している。また、何らかの障害のある学生に対して、本人の意思を尊重しながら、困難な授業への支援・配慮はもとより、大学・保護者・本人と一緒に将来の方向性を検討支援する「配慮を要する学生に関する教員サポートチーム」を編成して対処している。

入学時、あるいは2年次当初におけるオリエンテーションにおいて、CPおよびDPを中心に、教務部長をはじめ教務課の担当教職員は、学習成果獲得のために学生各々が目指す専門的な科目履修について詳細な説明を行い、さらに後日、教務課窓口で丁寧な助言や指導を行っている。

学生の学習上での悩みや不安を抱える大きな要因のひとつは、本学が紹介する数多くの資格取得に挑戦する場合、学生自身が自分の能力を十分に把握できないまま履修登録を行い、履修中に無理があることに気づき挫折することにある。このような事態に陥らないよう、各学年に配当されている「教養ゼミナール（S・L）」の場を利用して、S・L担当者や教科担当者を通して、学生個々の学習上の問題や悩み事相談に応じている。なお、入学時に様々な疾患を抱える学生に対しては、学習支援上の必要性からその病名等を申告・登録をさせており、個人情報の保護に配慮しながら学習成果獲得の支援を行っている。

さらに、就学中に精神衛生上の疾患が疑われ、学習成果の獲得が停滞気味の学生については、臨床心理学等の専門分野の教員、青年期の精神衛生に詳しい学内配置の看護師、本学で授業を担当している医師や保健師の協力を得て、対象となる学生の情報をできるだけ多面的に集め、その望ましい対処法を考えて保護者と連絡を取り対応をしている。

通信教育は実施していない。

通常の授業の修得進度の早い学生や、優秀学生に対する対応としては、

- ①担当科目に関する、さらに専門的な文献の紹介
 - ②関係団体の研修会等の紹介（例、栄養士会・保育士会などが主催する研修会への案内
 - ③栄養士実力認定試験等の紹介と受験支援
 - ④関係資格としての調理技術試験等の紹介
 - ⑤各教員が主催する研究会や講演会の紹介など
 - ⑥自主的に学習してまとめた内容をキャンパス・コンソーシアム函館の主催する合同発表会（アカデミックリンク）での発表等
 - ⑦インターンシップの推奨
 - ⑧特別研究履修の推奨
 - ⑨キャンパス・コンソーシアム函館が提供する単位互換制度の利用
- を実施して、修学意識をより高めていくよう工夫をしている。

地方に立地する短大ということで、現在のところ留学を目的に海外からの入学希望者もなく、本学から外国に留学を希望する学生もいない。しかし、いずれかの希望者があれば、その都度対応し、できる限りの支援を行うことにしている。同一法人傘下にある函館大学では、留学生の派遣と受入れに実績を持っているので、その担当部局との連携による支援体制は作れるとの認識を有している。

国際的な感覚を体験する機会は必要な時代であるので、基礎教育科目として「函館グローバルコミュニケーション」「国際交流（海外研修）」科目を履修できるように配慮している。

学習成果の獲得状況は、教育課程レベルの目標としているDPに基づいて把握している。「学力の三要素」のうち知識・技能については、定期試験の結果をもとに学修ポートフォリオにfGPAを記載して学生にフィードバックし、これに授業外学修時間を記入後回収している。また、他の二つの学力要素については、平成29年度から導入したプログレスシートを利用したループリック評価による自己評価、教員（複数）による評価をグラフ表示の可視化を実施している。これらの資料を参考にして、担当学生の学習成果獲得状況を把握しながら、卒業と資格取得に向けた学習支援を行っている。

この評価方法は、データ収集と分析を継続中であり、客観性のあるデータが得られるよう学科および短期大学として関連委員会、SD等を通して検証を重ね改善を進める方針である。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生生活全般に対する本学の支援体制は、学生部が所管している。学長より委嘱された教員の学生部長と、職員の課長と係員が窓口となって学生の対応をしている。学生部長は学生委員会（13名）の委員長も兼任しており、所管事項の原案を策定して教授会の承認のもと学生部として執行に当たっている。また、学生の団体である学友会副会長を務めて、学生の充実した日常生活の活動を具体的に支援するために、学友会の顧問として委嘱された教員（8名）と職員（4名）の協力を得て、学生活動の円滑な運営と組織の活性化について助言を与えている。学生の要望に耳を貸し、実現可能な方向で対処する努力をしていることは学生にも良く理解されており、実りある学生生活全般を支えている。

個々の学生に対しては、各学年に必修科目として配置している「教養ゼミナール（S・L）」において、担当教員が生活面や学習面での相談にのり、適切な指導・助言を行う組織・体制となっている。深刻な問題を抱える学生に対しては、本学で策定している学生相談フローチャート（6グループ：心理、就職・進学、経済・奨学金相談、学生生活、教務、障害学生）に従って慎重に対応することとしている。また、S・L担当者の要請により適任の関係部長さらには学科長の指導・助言を与える体制としている。

学生が主体的に学園行事やクラブ活動を行うための組織として、学友会が公認されている。選挙により選ばれ信任された学生が組織する総務局が中心となって会を運営しており、その母体は各S・Lより選出された27名の学生代表（食物栄養学科14名と保育学科13名）と、文化系7クラブと体育系2クラブの部長とが構成している。諸行事、例えば、秋の短大祭や学生の親睦を図る目的での日帰り旅行やスポーツ大会が企画され、多くの学生参加のもと学友会顧問とS・L担当教員の参加により、大きな事故も無く円滑に実施されている。なお、各種クラブの設立やその活動支援は学友委員会で決定される。活動資金はPTA組織である函館短期大学柏苑会の会費を当てており、同会則に従って会計監事の監査を受け、適切に処理されている。このように、学生の活動に対する大学の支援体制は整備され機能している。

校舎S棟と校舎N棟の渡り廊下の窓際に固定した小さなテーブルと簡易腰掛の設置された小空間は、コミュニケーション・ラウンジとして利用されている。また、2階には14席、3階に24席の休息用の学生ラウンジがあり、さらに1階にはやや広い29席のラウンジがあり、休憩時あるいは昼休みに利用されている。1階ラウンジに隣接する中庭にはアルミ製ガーデン用チェア（6テーブル12席）と木製テーブル2つ（12席）、石製ベンチ（6席）

を配置してあり、これらは暖かい季節に利用できる。

1階に集団給食実習で使用している116席の食堂兼学生ホールがあり、実習以外では自習・休息等に使用している。規模の小さい短大であるため売店はない。隣接する函館大学の書籍部と食堂等の利用が可能で、学生の利用頻度は高い。近隣には大型のショッピングセンターがあり、また、コンビニエンスストアがあるので、特に売店の設置についての強い要望はない。なお、学内に各種飲料水を中心とした自動販売機を複数設置してあり、他には学生からの要望の強かった給湯器・電子レンジ・各種携帯電話に対応できる充電器の設置が行われた。玄関前の空間は駐車スペースとなっており、敷地内にバス停がある。公共交通機関を利用する学生等の待機のため、エントランス内に小型の木製テーブルと椅子を配置するなどして、キャンパス・アメニティに心がけている。

本学の特色のひとつは、立地する函館の出身者だけでなく、広く北海道各地と東北地方北部の県よりの高校出身者の多いことである。親元を離れて学ぶ学生のために3棟の学生会館を用意し、2棟は女子専用で55名が、1棟は男女共同で短大より徒歩1分、女子11名・男子2名が利用できる。いずれもアパート・マンションタイプの居室である。宿舎が必要な学生には積極的に支援を行っており、設備として机や椅子の他にベッド・冷蔵庫・洗濯機・掃除機等を配備している。居住費は低く抑え、しかも学生の安全に気配りをしているので保護者・学生の満足度は高い。

無料通学バスの運行を函館市内に6路線開設している。このうち1路線は女子学生会館を経由して本学へ至るコースであり、通学に不便がないように七飯コースを開設して対応している。さらに帰り便を用意して便宜を図っている。

自家用車で通学する学生には300台ほど収容できる駐車場が用意されている。車通学には学生課への届出が必要で車両保険を確認したうえで許可される。また、駐輪場も用意されている。収容学生数に比して駐車スペースは十分に確保されている。

奨学金制度として、特別奨学生入試制度があり、特別推薦入試によって選考された学生に奨学金を給付している。教育ローンでは、金融機関の提携教育ローン制度があり、融資対象は、各学期に納付する学費等納付金で、その範囲での融資が受けられる。他に「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）の利用を奨めている。

学生の健康管理に関しては学生部の所管事項としてある。担当の部長・課長ならびに学生の所属する学科長、教務部長との緊密な連携のもとに学生の健康管理支援はなされている。管理の実際としては、医務室に看護師が勤務（2日/週）しており、学生の身体的健康のケアをしている。メンタル面に関しては、その内容が様々であるため、授業を担当している医師・臨床心理士・学校心理士・保健師の協力を得ることもあれば、進路・就職相談等の専門スタッフが対応することもある。

なお、学生便覧には様々な学生相談の案内をしており、また、入学時のオリエンテーションで、各種相談にたいする対応を学生に知らしめている。本学では特に、授業の出欠に注意を払い、連続した欠席がある場合には、連絡をとり本人に適切な指導と助言を与え、さらには保護者と連絡をとるなどして学生の健康管理には気を配るなど、支援体制を整えている。

学生からの学生生活全般に対する意見や要望は、学生課を中心に学生委員会と連携して対処している。一般学生の意見や要望の提起の場合は、毎週開かれる教養ゼミナール（S・L）

があり、担当教員が受け止めて学科会議で話題として提供されることになっている。また、学科長は学生部長が主催する学生委員会で問題等の検討を要請できる。

次に、学生団体として公認されている学友会は、課外活動関係等の要望を掌握しているので、顧問として委嘱された教職員が相談にのっている。このように学生の意見や要望は、学生部長を事実上の責任者とする学生委員会で処理されている。

短大としての組織的な学生生活全般に関する意見の聴取を、「学生生活満足度調査」としてアンケート方法で実施しており、要望に応じて関連委員会が対応している。

留学生の受け入れ実績はない。日本語に堪能な中国女性社会人を受け入れたことはあるが、学習上で全く支障はなかった。希望者がある場合は、受入れ実績のある学園傘下の函館大学の取組みを参考にできると考えている。

開かれた大学として、地域社会への貢献をすべく、社会人入学試験制度を整えて対応している。受入れ枠は5名を予定しているが、主たる受験生となる高校卒業予定者の志願状況を勘案し、入試広報委員会の委員長である学長の判断により、弾力的に入学枠を拡大するなどして入学希望者の期待に応えている。各学科でそれぞれ1-2名の入学志願者がある。なお、国の方針による保育士養成のための特別な函館高等技術専門学院からの委託学生の受入れに別途協力をしており、毎年5-10名前後の支援実績を有している。さらに、広く社会人の学び直しの機会を提供するために、履修証明プログラム制度として「履修証明プログラム」（履修科目の単位は認定されない）を実施している。

委託学生の生活相談等については、依頼先である函館高等技術専門学院との緊密な連携による支援を行っている。学習支援体制としては、ベテラン教員を配置して社会人学生の学習相談に乗っている。

開設学科（食物栄養学科・保育学科）の性格により、重度の障害者の支援は難しいものがあるが、これまでも聴力および視力障害の学生を受け入れた実績はある。入学志願者および家族との面談等の上で、本学の施設と本人の学習力との両面を見極めて、修学支援が可能か教授会で検討の上、入学許可を判断する受入れ体制が用意されている。

入学許可にあたっては、一般学生の修学に著しい支障をきたさない限り、支援したいとの姿勢で臨んでいる。段差解消や専用トイレの整備等を行っている。

本学の長期履修生制度（「呼称、社会人ゆっくり修学生」）は、2年間で無理と判断される社会人では、最長6年間をかけて卒業単位(62単位)を修得して学位授与を受けた後に「科目履修」制度によって、単位を満たすことで養成施設としての資格（栄養士あるいは保育士）取得可能な教育システムを取り入れている。規程を整備し、学生便覧に掲載しているが、最近10年間の受け入れ実績はない。

学生のボランティア活動等は人間性の涵養には極めて有益であり、このことを積極的に評価するため教科目として「ボランティア実習」を開設し、所定の要件を満たした場合に1単位を与える等して奨励している。単位の修得とは関係なくボランティア活動は活発で、これまでも献血を始めとして地域社会に数々の貢献をしてきた。特に、函館市主催の各種イベントへの協力を積極的に行っており、また、諸団体が取り組んでいる活動（夏休みイベントや運動会への依頼等）への助力も多くなされている。ボランティア部の活動としては、傾聴ボランティアが数年の実績を持っている。また、函館マラソン（ハーフおよびフル）では、公益財団法人日本陸上競技連盟B級審判員の講習を受けてボランティアとして

協力している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職支援のため教職員の組織として就職支援委員会を設置して活動している。同委員会
は学科ごとに選出される5ないし6名の委員と実務担当の事務系係長で構成されている。学
科毎の学生の就職活動状況をできるだけ早く正確に把握するために、個別の就職カルテを
活用している。

事務室の直ぐ近くにキャリアデザインコーナーを設け、就職支援専用の情報端末機3台
を設置し、学生の就職活動の支援を行っている。担当職員は隣接した事務室にあり、また、
個別の相談にも乗れるよう近くの応接室の利用も可能となっている。求人情報は、学科ご
とに専用掲示板に掲載して、広く案内がなされている。また、過年度の企業情報ファイル
は、キャリアデザインコーナーで閲覧できるよう整理整頓されている。

本学は、食物栄養学科と保育学科を開設しているが、栄養士資格と保育士資格の他に、
関連する以下の資格取得の支援を行い、多くの学生支援の実績を有している。資格可能な
資格の詳細は、経費も含め学生便覧で周知している。

食物栄養学科：調理師免許、栄養教諭二種免許、中学校教諭二種免許（家庭）、フード
スペシャリスト、健康運動実践指導者、レクレーション・インストラクター、エアロビッ
ク・ダンスエクササイズ・インストラクター、社会福祉主事任用資格、介護職員初任者研
修、マイクロソフトオフィススペシャリスト（Word, Excel, Power Point）、食育指導士[®]

保 育 学 科：幼稚園教諭二種免許、レクレーション・インストラクター、社会福祉主
事任用資格、介護職員初任者研修、マイクロソフトオフィススペシャリスト（Word, Excel,
Power Point）、食育指導士[®]、保健児童ソーシャルワーカー、准学校心理士

他には、管理栄養士免許取得を目指す社会人向けに、夜間に特別講習会を開催してい
る。

就職支援委員会は、年度末の就職状況を毎年度集計・分析を行い教授会（4月）で報告
している。報告内容は学科別・職種別・就職者数と就職率および過年度との比較結果等
である。報告内容で著しい変動が見られた場合には、その説明があり、新年度の学生の就職
支援活動のために活用されている。

短期大学ということで、進学者は少なく、最近5年間の平均で2名程度である。4年制大
学へ進学しており、管理栄養士資格を得るため4年制大学へ編入する者や法人が設置する4

年制の大学への編入もあり、この場合は商学・経営・経済分野の学習希望である。希望者の把握は教養ゼミナール（S・

L）担当教員で、実績等の相談には就職支援部長・同課長が対応している。

本学へ入学する学生は短期間で栄養士ないし保育士資格を取得希望者がほとんどであり、留学の相談は全くないのが実態である。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学生がディプロマ・ポリシーを達成することが教育課程における学習成果であるが、教員も職員も学生の学習成果の獲得のために役割を果たしていることは、前項の現状で記述したように実態として明白である。しかし、社会から納得の得られる「学力の三要素」として学習成果が獲得されているかどうかは、簡単に測定することは難しい。知識・技能では、例えば栄養士であれば栄養士養成施設が実施する栄養士実力認定試験で、全員がA又はB判定を得られるような客観的なエビデンスが必要となる。また、知識・技能以外の学力要素では、在学中の評価が学習成果として適正な評価が行われていたかどうかは、卒業して5年あるいは10年後に勤務先の評価を待たなければならない。教育の質の検証は、長期間を要することを示している。すなわち、教育資源を有効に活用して、学生を卒業させていることが、真の学習成果の獲得と連動していることを証明しなければならないことが課題である。

基礎学力の向上を組織的に支援してはいるが、十分といえる状況には達していないと考えている。何よりも個別指導を通して学生自身が必要に迫られ、自ら学ぶ習慣付けを行うことが重要となる。

18歳人口の減少に伴う大学進学希望者がほぼ全員入学できるユニバーサル時代では、社会人や障がい者を受け入れる教育支援体制を整備しなければならない。また、家族構造の多様化により、精神的な問題を抱えた学生も散見される。今後、このような状況に十分に対応していかなければならない。

多くの取得可能な資格を用意しているが、就職意識の低い、社会規範が身に付いていない、自立姿勢が見られない、良好な友人関係を作れないなどの悩みを持つ学生が少数おり、その指導の困難さが課題としてある。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成24年度の行動計画の骨子は、1）シラバスの充実、2）教育の質保証のために学修時間の調査・分析の実施および教員の教育力向上、3）学修成果獲得のための教職協働の実施、4）短大のFD・SDの活用によりPDCAを機能させることであった。

函館短期大学のシラバスは継続して充実に努めており、第三者によるチェック体制の確立、ICT活用・実務教員の記載、予習・復習の必要性の記載、標準学修時間の目安の記載、

科目ナンバリングの導入、成績評価の基準（ルーブリック）の記載、カリキュラムマップの作成・活用指導、各科目シラバスへの該当DPの記載・検証等を行ってきた。

単位の実質化のために学生各自の学修時間の調査（学修ポートフォリオ）を実施し、学業成績（fGPA）との関係を分析し、FD・SDで報告して教職員で結果を共有してきたが、学修時間の伸長は認められていない。「授業に関するアンケート調査」を利用することで各授業科目の評点を Semester 毎に公表し、教員の教育力向上に役立てている。また、各科目について平均fGPAと科目得点の分布図を作成して、公正で厳格な成績評価を促し、教育の質向上を目指してきた。

FD・SD実施委員会が主催する教職員全員参加のFD・SDは平成24年度から平成30年度まで年平均4.6回を開催してきた。SDは平成29、30年度で各11、6回実施した。また、平成30年度には学生参画FDを実施した。これによって、教員と職員の間に関大全体として何が求められているかの課題に対する理解が進んだ。この間、私立大学に対する各種支援事業に申請することで、新たに実施しなければならないことを中心にPDCAを機能させてきた。

このような状況から、行動計画の約4/5（80%）が達成されたと考えている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準Ⅱの教育課程と学生支援に共通して改善すべき課題は、勉強意欲に欠ける学生に自ら学ぶ習慣を身に付けることである。この場合、強制的に学習時間を延ばすことは難しい。しかし、学びの成長には時間をかけなければ実現しない。そこで問われるのは、教員の教育力である。その努力が目に見えるようになれば、地域社会で貢献できる人材養成に繋がる。

したがって、学生に学びの成長を実感できるように辛抱強く、丁寧な学生指導と工夫により授業外の学修時間の延長を図ることが要となる。それをプログレスシートの結果に基づいて自分の羅針盤（レーダチャート、クモの巣グラフ）が完成することで、函館短期大学で学んで良かったことが実感できる。

第一の改善計画は、現在の授業外学修時間を次回の認証評価までの間に1.5～2倍にすることを目標とする。第二の改善計画は、卒業率などで教育課程での学習成果の獲得を示すことは可能であるが、「学力の三要素」による指標が実際に社会で通用したことのエビデンスを収集するために、卒業後に勤務している企業等の協力を得ながら分析可能な勤務状況のデータを蓄積することを目標に掲げる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学の開設している学科は食物栄養学科と保育学科であるが、各学科に所属している教員は表Ⅲ-1および表Ⅲ-2のとおりで、その教員組織は整備されており課題はないと考える。

表Ⅲ-1. 令和元年度 食物栄養学科専任教員の研究実績と主たる担当教科

(令和元年5月1日現在)

学 科 氏 名	職 名	学 位	就 任 H.	教育実績 (主な担当教科)	研 究 業 績		その他 役職・資格等
					著作・論文数 H. 28-30	発表等 H. 28-30	
食物栄養学科							
猪上 徳雄	教 授	水産学博士	19	食品学	5 (2+2+1)		学長
澤辺 桃子	教 授	博士 (水産学)	20	食品衛生学	11 (4+4+3)	4 (2+2+0)	学科長・館長
藤井 壽夫	教 授	修士 (教育学)	24	教育経営論	6 (2+2+2)	1 (0+1+0)	教職課程*
大西 正光	教 授	教育学士	28	教職概論	1 (1+0+0)		教職課程
鈴木 英悟	准教授	博士 (環境共生学)	23	運動整理学	4 (2+1+1)		学生部長
八幡 美保	准教授	博士 (栄養学)	28	給食管理実習	5 (1+2+2)	2 (1+0+1)	教務部長
鈴木真由美	専任講師	修士 (栄養学)	23	給食管理論	3 (1+2+0)		管理栄養士
手塚 貴子	専任講師	修士 (社会学)	30	家庭科教育法	13 (4+4+5)	7 (0+3+4)	調理師
伊木 亜子	助 教	修士 (水産学)	24	家庭経営学	4 (1+2+1)	3 (1+2+0)	管理栄養士
清水 陽子	助 教	修士 (心身健康科学)	13	学校栄養教育法	9 (2+3+4)		栄養管理部長**

函館短期大学

遠藤 望	助 手	学士(人間科学)	24	食品学実験			管理栄養士
佐藤 晋平	助 手	短期大学士	27	調理実習			管理栄養士
星子 梓	助 手	短期大学士	31	給食管理実習			管理栄養士

† (1+1+2) は各年度の業績数を示し、明朝体の数字は本学に就任してからの業績数を、斜体の数字は、前任地の研究機関における業績数を表す。 *フィットネスセンター所長、**管理栄養士

表Ⅲ-1および表Ⅲ-2の両学科の教員組織において、栄養士養成施設および指定保育士養成施設としての教員配置・教員数を満たしている。同時に開設している教員職員養成課程の教員配置・教員数も満たしている。

表Ⅲ-2. 令和元年度 保育学科専任教員の研究実績と主たる担当教科

(令和元年5月1現在)

学科名 氏 名	職 名	学 位	就任 H.	教育業績 (主な担当教科)	研 究 業 績		その他 役職・資格等
					著作・論文数 H. 28-30 (含作品)	発表等 H. 28-30	
保育学科							
松田 賢一	教 授	修士(教育学)	22	健康	5 (3+1+1)	3 (1+1+1)	学科長・IR
家村 昭矩	教 授	教育学士	30	社会的養護			子育て研
三橋 功一	教 授	教育学士	29	教職概論	10 (2+3+5)	3 (0+1+2)	教職課程
三島 裕一	教 授	教育学士	30	教育内容総論	3 (1+1+1)		教職課程
岡崎 圭子	教 授	文学士	31	保育原理	2 (0+0+2)		子育て研
榎 ひとみ	准教授	博士(教育学)	28	教育原理	6 (2+2+2)	6 (2+2+2)	図書
赤坂 和哉	准教授	博士(心理学)	30	教育心理学	3 (0+1+2)	4 (3+1+0)	臨床心理士
木村美佐子	准教授	修士(教育学)	21	幼児理解	1 (0+1+0)	5 (2+2+1)	FD・SD
山下真由美	専任講師	修士(教育学)	29	音楽基礎	12 (1+6+5)	11 (2+2+7)	教職課程
三上 香澄	助 手	専門士	26	保育実習			保育士

本学に在籍している専任教員数は表Ⅲ-3のとおりである。

短期大学設置基準に定められている教員数は設置基準第22条、別表1のイに定める学科に応じて決められた専任教員数は食物栄養学科(入学定員:2年次生90名、1年次生60名)が5人、保育学科(入学定員:2年次生90名、1年次生60名)で8人の計13名である。また、別表1のロの定める全体の入学定員に応じた専任教員数は4人で、合計17名を置かなければならない。なお、教授は専門領域で5人、入学定員に応じた枠で2人の計7人が必要とされる。

本学の専任教員数の現況は、食物栄養学科が10人、保育学科は8人で計18名おり、また、教授が9名である。いずれも短期大学設置基準を満たしている。

函館短期大学

表Ⅲ-3. 函館短期大学の専任教員（令和元年5月1日現在）

学科名等	専任教員数					設定基準で定める教員数（イ）	短期大学全体の入学定員に定める専任教員数（ロ）	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
食物栄養学科	4	2	2	2	10	5		2	3	31	家政関係
保育学科	5	3	1	0	9	8		3	1	23	教育学・保育学関係
小計	9	5	3	2	19	13		5	4		
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数（ロ）							4	2			
合計	9	5	3	2	19	17		7	4	延べ54人	

昭和28年に開設した食物栄養学科の教員は、その人事異動のたびに専門分野で高い資格を有する教員を採用してきた。現在、専任教員10名のうち4名は博士の学位を、5名は修士の学位をそれぞれ修めている。学士の1名については教職課程の担当者であり、文部科学省の審査において適格判定を得た者である。

保育学科は平成21年4月に開設した。現在、同学科は9名の専任教員で構成しているが、このうち2名は博士の学位を、3名は修士の学位をそれぞれ修めている。学士4名については、文部科学省の審査において適格判定を得ている者である。

以上、本学の専任教員は、学位・教育実績・研究業績・発表・その他の経歴等において、短期大学設置基準の規定を満たす者であり、その証明書類は原本を確認の上、複写物を保管している。

専任教員の担当科目は、各学科の教育課程編成において必修科目とされる教科目が中心となっている。各学科の専任教員と非常勤教員の人数ならびに必修科目の担当比率を表Ⅲ-4に示した。食物栄養学科の専任教員は、栄養士資格取得の必修科目の65.6%を担当し、また、保育学科の専任教員は、保育士資格取得の必修科目の73.0%を担当している。従って、学生への日常的な教育支援サービスは可能であり、望ましい状況にある。

表Ⅲ-4. 各学科における専任教員の必修科目の担当割合

学 科 名	専任教員数	栄養士又は保育士資格取得の必修科目数（分母）と専任教員が分担する科目数（分子）、及びその担当比率	専門教育科目担当の非常勤教員数（必修担当の教員数）	備 考
食物栄養学科	10 名	21/32 科目、65.6%	17 名（13 名）	学科関連資格取得指導のため非常勤教員を多数採用
保 育 学 科	9 名	27/37 科目、73.0%	10 名（6 名）	

非常勤教員の任用については、短期大学設置基準を遵守し、学位、担当科目関連の研究

業績あるいは実務経験の有無の確認等を厳正に実施している。

食物栄養学科では、実験・実習を特に必要とする学科の性格上により、指導官庁の指示により入学定員に応じて3名の補助教員（助手）を配置しなければならない。そのうち2名は管理栄養士であることを求められているが、本学では3名の管理栄養士を配置して集団給食・調理実習・食品化学実験等の補助を担当させている。さらに栄養士2名を臨時採用して支援しており、短期大学大設置基準の規定を満たしている。

保育学科においても、実習現場で実務経験のある補助教員（助手）1名を配置して、学生がスムーズに実習に対応できる体制を整備している。

本学における教員の採用・昇任については、「函館短期大学教員の任用及び昇格選考基準」（以下、選考基準という。）および「函館短期大学教員の任用及び昇格審査に関する内規」に基づいて実施している（基準、内規）。

任用は公募を原則としており、応募者の経歴・見識・研究業績・実務経験・特殊技能を中心に審査が行われる。

任用・昇任ともに、学長が指名する教授による審査会を開催し、選考基準第14条（研究上の業績の評価基準）あるいは第15条（昇格の手続き）に基づいて慎重に資格審査を行い、任用及び昇格候補者を理事長に推薦する。

理事会を代表して理事長が推薦者と面接を行い、慎重な審査の後にその可否について意思決定がなされる。結果は学長に伝達され教授会で報告される。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

（1）専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

（2）専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。

（3）専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

（4）専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

（5）専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

（6）専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

（7）専任教員が研究を行う研究室を整備している。

（8）専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

（9）専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

（10）FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

（11）専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2の現状＞

教員の研究活動実績は表Ⅲ-1および表Ⅲ-2に研究業績欄に示したとおりである。内容は食物栄養学科ならびに保育学科の専門分野および教育課程に関連した研究成果を中心としたものである。な

函館短期大学

教員各自は研究論文を所属学会誌等への投稿掲載あるいは本学の「函館短期大学紀要」への投稿掲載を中心に積極的に公表している。「函館短期大学紀要」の内容は、リポジトリでも公開されている。また、教員各自の研究業績等は、ホームページでその詳細が公開されている。平成29年度からは、researchmapの活用で各自積極的に公表することが学内合意されている。

本学の専任教員は、科学研究補助金を始めとして外部からの研究等資金調達を活発に行っている（表Ⅲ-5）。

表Ⅲ-5. 外部からの研究等資金の調達状況

（平成27年～平成30年）

1. 科研費・榊 ひとみ・基盤研究 B（研究分担者） 異年齢期カップリングの発達学：子どもの生きづらさを越えるための学際的協働 （2016-2018 年）
2. 科研費・榊 ひとみ・研究活動スタート支援（研究代表者） 子育て支援における循環型実践と非循環型実践間の学習と連帯 （2016-2017 年）
3. 科研費・木村美佐子・挑戦的萌芽研究（研究代表者） 作り手が作品に投影する自分らしさと、他者がそれを感性的に評価するメカニズムの検討（2016-2018 年）
4. 科研費・三橋 功一・基盤研究（B）（研究分担者） 教育実践研究の伝承と創造を支援する授業研究プラットフォームの構築 （2017-2018 年）
6. 全国栄養士養成施設協会・函館短期大学 平成 27 年度 もぐもぐ調査隊 - 郷土料理「三平汁」の味くらべ 平成 28 年度 もぐもぐ調査隊 - ハレの昆布巻き 平成 29 年度 もぐもぐ調査隊 - 昆布 de シル（知る）ブプレー 平成 30 年度 もぐもぐ調査隊 - 北海道のおいしい豆知識
7. 日本フードスペシャリスト協会・函館短期大学 平成 27 年度 野菜スイーツで TEA PARTY!! 平成 28 年度 おいしく、楽しく、健康寿命を延ばそう! 平成 29 年度 大人の食育講座「いつもの食事を新たな視点でチェック！」 平成 30 年度 大人の食育講座「みんなに御縁（ごえん）があります、誤嚥（ごえん）」

研究活動は学校教育法の定める大学の基本的活動として定められており、本学では学則第1条の目的の一つとして掲げられている。研究活動に伴う関係規程としては、公的研究費等の資金導入に関する管理規程を始めとして、行動規範・委員会規程・内規を整備している。また、本法人には野又学園教育向上推進委員会規程を定め、第1条の設置および目的において、教育研究等の状況について点検と評価に関する条文を有する（規程）。

専任教員個人は、研究活動費として旅費・図書費・学会費等を含めて、1人当たり20 - 30

万円を申請することができ、理事会で予算案が承認されることで使用が可能となる。研究費の利用には計画書の提出が求められ、年度末に教育研究活動報告書の提出が義務化されている。また、外部からの資金調達も奨励されて、その厳格な使用報告が求められている。

科学研費等の外部より調達した補助金の管理に関しては、文部科学省の指導に沿って「函館短期大学の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を制定し、また、「公的研究費等の管理・監査に関する内規」を定めており、公的研究費等の管理・監査委員会を新たに設けて遺漏の無いよう注意を払っている（ガイドライン、内規）。

研究倫理および研究費の使用倫理の遵守については、教職員に対する「函館短期大学の教職員を対象とした研究倫理教育」等に関したSD研修の開催により徹底している。また、非常勤教員に対して、倫理教育の案内を出し年度当初の非常勤講師に対する「函館短期大学 講師説明会」（オリエンテーション）の折に説明を行っている。欠席者に対しては、再度別に案内を出し、受講を促している。在学生に対しては、必修単位である合同SLにおいて倫理教育を実施している（SD研修、非常勤講師説明会、合同SL）。

教員はそれぞれが所属している様々な学会・研究会等で活発な発表を行っているが、その研究成果については最終的に印刷物等にして公表することが望まれる。所属する学会の機関紙上での公開を期待するが、投稿論文が全て掲載される状況には無いので、本学では発表の機会を担保するため、健康生活科学研究所の機関誌「函館短期大学紀要」を発刊している。年1回以上の発行を目標としており、7-15編の投稿がある。平成31年3月現在、通巻46号となっている。

専任教員には、専用個室タイプの研究室（21.5～32.4㎡、26室）が用意されている。さらに実験系教員の研究活動のために、調理系（40.5㎡）と化学系（84.6㎡）の2つの実験室が用意されている。面積的には研究の発展を考えると十分とは云えないが、研究計画の工夫で合理的にやり繰りし利用している状況にある。

小規模な短大としては珍しく、フィットネスセンターが設けられており、短水路の温水プールもある。研究施設としての活用も考えられており、健康系・体育系の教員にとって、本施設は研究活動の場として活用のできる施設である。

研究ないし研修のための時間確保は、大学の機能を発揮させる上で極めて重要である。通常、研究活動は授業と授業の間や授業終了後に行われている。本学では週に半日以上の研究日を確保するよう時間割作成時に配慮している。そのための「函館短期大学専任教員の研究活動日等に関する内規」が整備しており、届け出書類提出により研究時間が保証されている。集中した研究時間が確保できるのは、授業のない夏季および冬季の休暇期間中である（内規）。

学内・自宅での研究活動を原則とするが、願い出があれば外部研究機関における研究活動も許可されている。

海外派遣、国際会議等への出席に関しては、法人本部が定める「学校法人野又学園旅費規程」により旅費支給される。毎年企画・実施をしている海外短期研修旅行に係る教職員の引率のための経費等についても、同規程が適用されている。国際会議等への参加については、個人研究費の利用を前提として、その範囲内で使用が認められており実績がある（規程）。

FD活動は平成20年より実施しているが、平成22年11月に「函館短期大学教育改善(FD・

SD)実施委員会規程」を整備した。FD活動そのものは全教員が認識しており、活動への参加は当然なものとして理解されており、年に2回以上の頻度で実施している（規程）。

教育改善は、教育の質的保証を行うために重要な活動であり、「授業に関するアンケート調査」の集計・分析結果を教員各自にフィードバックしているが、その内容をFD・SDを通して教職員が共有することおよび全データを教務課で閲覧可能としていることは、教育改善を前進させるためである。

専任教員は複数の委員会に所属し、それぞれの所管事項に係る責務を果しながら学習成果の向上に努力する活動をしている。委員会には、事務職員も正式委員として出席していることから、学習成果の獲得のための連携が図られている。特に教務課・学生課・就職支援課・図書館等では、事務室内での円滑な連携が可能であり、学生の学習成果の獲得向上のために不可欠な連携であり、SD研修においても課題が共有されている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

*当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
 - (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
 - (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
 - (4) 事務関係諸規程を整備している。
 - (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
 - (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
 - (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
 - (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の事務組織の概略は図Ⅲ-1に示したとおりである。

事務局の責任者には理事長より任命された事務局長が就任しており、教務部を始めとする各部には職員又は学長より委嘱され教員が部長職に就いている。各部の業務等については法人本部が定めた規程と本学の各種委員会規程に基づき、その責任体制は明確となっている。

本学では新規採用の職員を対象に、私学研修福祉会の北海道支部が主催する初任者研修会に参加させ、短期大学職員としての心構えを理解させると共に、円滑な窓口業務の遂行のための具体的な知識修得を課している。中堅職員においても同様に、私学研修福祉会が主催する全国的な中堅職員を対象とした、教務・学生・就職支援・図書館運営等の研修会に派遣して、新しく制定された教育関係の法律等の理解と実践的事務処理能力の習得を期待し、併せて私学経営に理解を深めること、学生支援に心すべき事項等の研修により専門的な職能の獲得を目指し研鑽させている。

事務職員が資質に応じて、その能力を発揮できるよう事務機器類の整備はもちろん事務

室内に空気清浄器、加湿器等を設置し、部屋の照明も確保されており、十分な環境が整備されている。

野又学園が定める学校法人野又学園事務管理規則、学校法人野又学園個人情報管理規程、学校法人野又旅費規程を始めとして十余りの事務関係の諸規程が整備されており、本学はこれらの基本規程のもとに短大としての各種規程を定めている。函館短期大学危機管理規程、野又学園女子学生会館管理運営規則、函館短期大学健康運動施設利用者規程等の諸規程がある。

学内外の事務処理を行う短大事務室と、健康運動系のサービス部門であるフィットネスセンターの管理事務室を有している。短大事務室には印刷コーナを設け、職員には事務処理用の情報端末器機として事務員各自にPCを準備し、業務を行う上で必要な機器備品は整備されている。

防火・防災・防犯規程および関連マニュアルを定めて同管理責任者(事務局長)を置き、また、各研究室・教室等の責任者を決めて安全の確保に努めている。設備の点検・修理は毎年行い、消防用設備・電気・電話等の点検整修理は、専門業者に依頼しその都度報告を受けて、何らかの指摘があれば直ちに改善している。なお、建物（校舎・体育館・学生宿舎）の耐震性の診断は平成23年度に完了し、必要な対策は完了している。

次に本学の情報セキュリティ対策は、次のようなもので万全を期している。

- ①各教職員及び全学生に対して、ユーザーIDとパスワードを発行
- ②学内パソコンを利用する場合は、ユーザーIDとパスワードの入力が必要となるネットワークシステムを運用
- ③教職員及び学生のアクセス権限をそれぞれ個別に設定、取扱い可能なファイル等をアクセス権限によって管理
- ④離席時におけるパソコン第三者利用防止策として、シャットダウン・ログオフ・パスワード入力ロック等の周知
- ⑤ネットワークセキュリティ対策として、ファイヤーウォール、ウイルス対策ソフト等の導入・運用
- ⑥個人パソコンの学内持込は原則禁止で、特別な理由による持込み使用は許可制、個人情報保護法の法人規程による情報の持ち出しの制限

以上のように厳格な対応を指導している

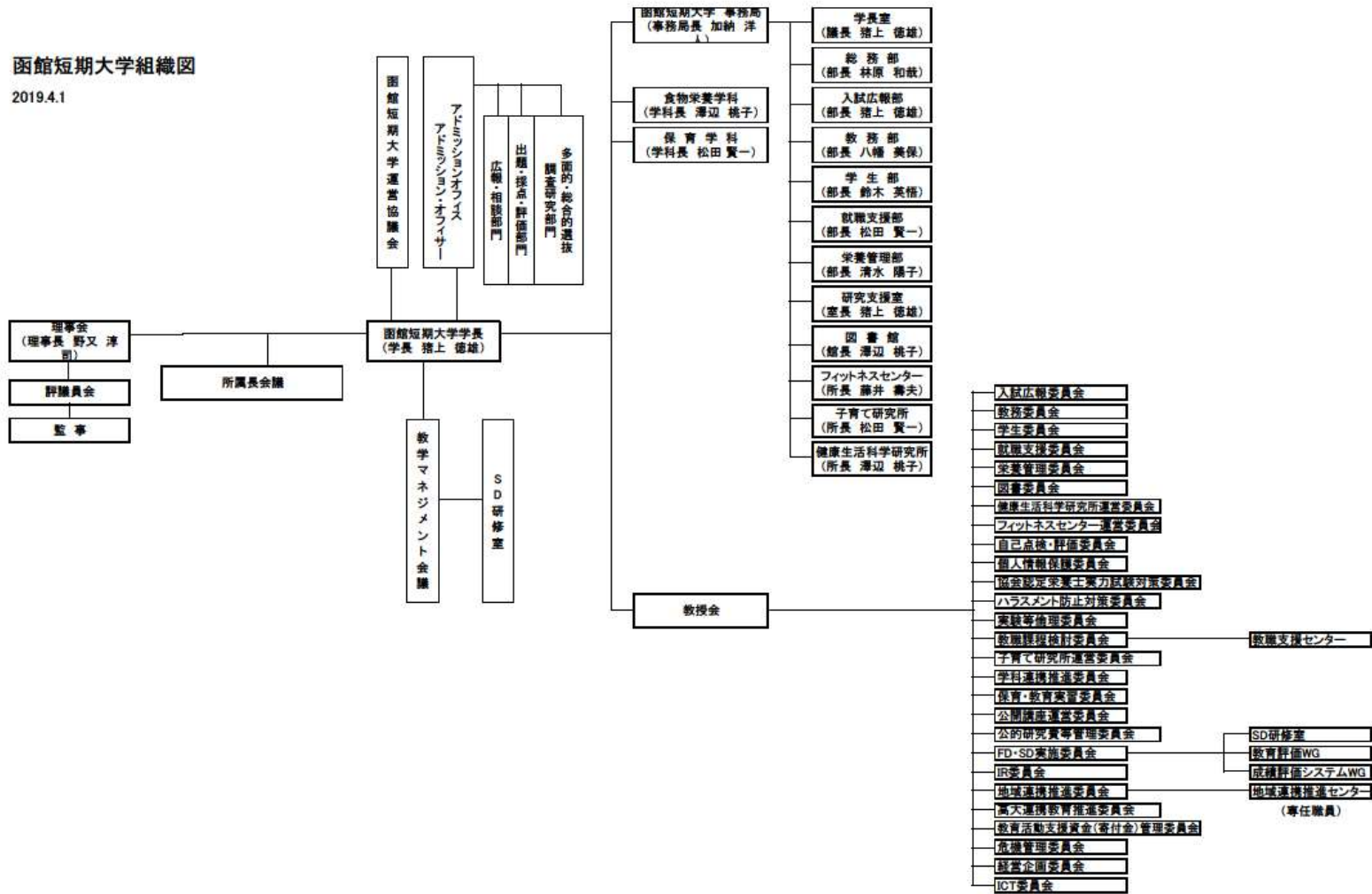
FD・SD関係規程として、平成22年11月に「函館短期大学教育改善（FD・SD）実施委員会規程」を整備し活動している。SD活動では事務局長を責任者として、執行責任者である各部長・館長・委員長が必要に応じてSD会議を主宰してきた（平成28年度議事録）。平成29年4月1日に「函館短期大学SD研修室内規」を制定し、平成29年度から教職員全員参加によるSD研修を複数回の実施を継続している。

函館短期大学

図Ⅲ-1 函館短期大学の組織図

函館短期大学組織図

2019.4.1



私学研修福祉会等による学外のSD研修案内には、新人研修・中堅者研修を含めて出席させており、その報告を義務化して活用に供している。さらに、地域の高等教育機関8校からなる「キャンパス・コンソーシアム函館」の各種ワーキング会議にも出席するなどして、高等教育機関間の教育問題の連携に関する意識改革に向けたSD実践の場としている。

本学の専門的職員としては、地域連携推進センター職員とアドミッション・オフィサーを置いて、教学マネジメント確立を目指して全学的な教育研究機能の高度化に努力している（教学マネジメント会議規程）。

教授会開催後には事務連絡会議が行われ、教授会で決定された内容の連絡あるいは各学科会議での内容報告がなされている。併せて、日常的な事務処理で新たに課題となった事項の対処についての打合せはその都度行われ、業務の見直しや事務処理の改善が進められている。本学で、特に業務の見直しによる改善が望まれるのは、入試広報および教務に関わるもので進学希望者のキャンパス見学会への誘導と学習成果の獲得の実質化にむけた対策である。

学習効果の獲得・向上に直接係わる部署は、教務部・学生部・就職支援部・図書館であるが、それらに所属する事務職員は各種委員会に正式委員として出席しており、必要に応じて説明ないし提案を行える立場にある（任命書・発令簿）。事務職員は執行の長である部長・館長・センター長が、学習効果の獲得を向上させるために、特に年度当初や年度末に密接な打合せを行い、委員会等を通して教学マネジメント会議に意向を反映させ、PDCAサイクルを機能させている（教学マネジメント会議規程）。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4の現状＞

学校法人野又学園においては、就業に関して次のような諸規定が整備されている。すなわち、野又学園就業規則管理規程、野又学園給与規程、野又学園給与規程実施細則、野又学園退職金支給規程、野又学園旅費規程、野又学園国外出張規程、野又学園寒冷地手当規程、野又学園住居手当支給規則、野又学園超過時間手当支給細則、野又学園特別手当支給細則、野又学園事務管理規程がそれであり、また、本学では函館短期大学就業規則、短期大学教員に関する特例等に関する規程等が整備されている（規程集）。

新採用教職員に対しては、就業に関する説明がなされている。また、野又学園のホームページには野又学園就業規則管理規程等を掲載し、確認するよう法人より連絡されているので教職員は必要に応じて直接確認することができる。

事務局長は、就業規則等に明るく、教職員の相談に対して野又学園規程を確認して丁寧な説明を行い、かつ、その実施に当たっては、就業者に対して不利益の無いよう正確で誠実な対応に心がけている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

本学は教授の高齢化という課題を有しているので、教授の若返りを図るため、学位を修めた中堅教員の教授職への昇格に努めている。授業の活性化および年齢層が若い学生への対応等考慮すると、年齢構成の偏りの解消は早急に対応しなければならない課題である。

質の高い教育研究を教育課程に反映させるためには、研究時間の確保も課題となる。

小規模の短期大学の場合、専門的職員の配置は限られるので、同等の能力を有する事務職員によって学習成果の獲得支援を行う必要がある。そのためには、教職員がSD研修を有効に活用しながら協働して組織の点検と教育課程の改善を実行しなければならない、少人数でどのように事務組織を機能させるかが課題である。

教員の産休・育休による休暇取得は、法律で認められているものではあるが、地方都市では特に専門科目としての実習を一定期間にわたって担当できる代替の非常員講師の採用が難しいことも課題といえる。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
- ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
- ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1の現状＞

本学の校地面積は、表Ⅲ-6に示したとおりである。

短期大学設置基準による校地面積は、学生定員上の学生一人当たり10㎡として算定した面積としなければならないが、収容数は300名なので3,600㎡を必要とする。43,057㎡が用

意されており規定を充たしている。

表Ⅲ-6. 校地等の面積

名 称	所 在 地	面 積	備 考
函館短期大学校地	函館市高丘町 173-1	4,335 m ²	校舎敷地
	函館市高丘町 174-1	3,729 m ²	校舎敷地
	函館市高丘町 175-1	3,289 m ²	校舎敷地
	函館市鈴蘭ヶ丘 1	30,326 m ²	その他
	函館市柏木町 212-2	582 m ²	その他
	函館市時任町 112-2, 3	796 m ²	その他
校地等合計面積		43,057 m ²	

運動場は教育に支障のないよう、原則として校舎と同一ないし隣接地に設けるよう規定されているが、函館大学と共有のグラウンド（芝）が10,040m²あり、学生に利用されている。北国のため積雪に配慮し通年用の運動施設として体育館が設置されている。その内容はアリーナ（694.6m²）と更衣室・器具庫・談話室・部室（4室）からなる体育館（1,047m²）である。この他に、野外で軽い運動のできるスペースを周囲に用意されている。さらに短大校舎内には、フィットネスセンターがあり、アスレチックスペース、プール等（約550m²）のスポーツ施設を有している。

本学の校舎面積は表Ⅲ-7に示したとおりである。短期大学設置基準の規定により必要とされる面積は、食物栄養学科および保育学科でそれぞれ2,350m²であり、合計4,700m²となる。本学の校舎専用合計面積は9,435m²で規定を満たしている。

表Ⅲ-7. 校舎面積と設置基準面積

基準校舎面積				
家政系（食物栄養学科 収容定員 180 名）	基準 2,350.00 m ²	既設校舎	5,437.72 m ²	
保育系（保育学科 収容定員 180 名）	基準 2,350.00 m ²	増築校舎	2,808.81 m ²	
校舎専用合計面積	4,700.00 m ²		8,246.53 m ²	

保育学科新設の校舎増築時に、障がい者も利用できるよう可能な限りバリアフリーに配慮し設計を依頼した。その結果、段差の少ない校舎が建設された。各階とも車椅子での移動が可能で、2階・3階への移動にはエレベーターを使用して移動を行える。多目的トイレの整備も行った。開設している学科の性格上、すなわち栄養士と保育士ならびに幼稚園教諭養成を主たる目的としているが、重度の障がい者が資格修得のため入学希望を寄せた例はこれまではない。

各学科には、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う以下のような教室等の用意がなされている（短大平面図）。

函館短期大学

食物栄養学科（栄養士養成を目的として） 講義室 6、演習室 4、研究室 12、調理実習室 1、調理研究室 1、化学系研究室 1、集団給食実習室 1、食品加工実験室 1、化学実験室 1、健康生活科学研究所会議室 1

保育学科（保育士及び幼稚園教諭の養成を目的として） 講義室 4、演習室 4、研究室 14、小児保健実習室 1、造形教室 1、造形準備室 1、音楽室 2、ピアノ個人指導室 1、ピアノ個人練習室 20、楽器庫 1、子育て研究所会議室 1、プレイルーム 1

学科共通：図書館（閲覧室 1、書庫 1、AV ルーム 1）、情報処理実習室 1、講堂 1、食堂 1、被服製作実習室 1、会議室 1、和室 1、自習室 1、グループ学習室 1、ラウンジ 2、更衣室 4

本学では、通信による教育を行っていない。

食物栄養学科においては、栄養士養成を目的として食材の加工・調理、集団給食実習用の機器備品、食品衛生と化学分析用の機材が、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて整備され、活用されている。保育学科では保育と幼児教育の資格取得に向けての養成を行っており、小児保健実習の関係備品と幼児教育の素養とその技術を学ぶための機器備品が音楽と造形関係を中心として整備されている。その整備は各科も指導指針に準拠するものである。

図書館（閲覧室1、書庫 1、AVルーム 1、グループ学習室 1、自習室 1）の面積は、閲覧室が128.7㎡で44席、書庫は123.2㎡で収納可能冊数は約30,000冊である。また、12席を有するAVルーム（27.5㎡）には、インターネット接続のデスクトップパソコン9台とCDプレーヤー 4 台、CDデッキ 1 台が設備されている。情報処理実習室は165.9㎡で席数は56席である。加えて、14席を有するグループ学習室(39.1㎡)には学内LANの配線が巡らされており、そのうち8席に4台のパソコンが完備され学生が自由に使用できる。自習室(27.5㎡)は12席を用意し、図書閲覧にも供している。

短期大学設置基準に照らして、本学では蔵書図書の冊数は27,000冊、学術雑誌50種、AV資料としてビデオテープ481巻、DVD 344枚、CD 107枚、カセットテープ76巻、その他CD-ROM、レコードを所蔵している。また、主たる閲覧室の座席は、前述のとおり44席が用意されており、別途、AVルームに隣接した部屋を図書閲覧用として12席が用意されている。

現在、図書館予算は専門図書、学術図書、一般教養図書に区分して配分がなされ、それぞれについて毎年希望調査を行い、購入図書の決定を行っている。専門図書については、各教員の専門性を尊重したうえで図書館長が承認したものを購入している。学術図書については、12月までに購入すべきものをリストアップしてもらい、図書委員会の承認を経て購入している。また、一般教養図書（おもに新刊図書）については、教員・司書が推薦するものと、学生より要望のあった図書（館内にリクエスト箱設置）も当該委員会の承認を得て購入している。以上のように、3区分において図書の購入・選定システムとして機能している。

一方、限られた図書館スペースの効率的利用を図るため、平成23年度に図書破棄規程が制定され、所定の手続きに則って不用図書を破棄している。このように図書の破棄システムを機能させ、新規図書の配架スペースの確保に努めている。

上述のとおり、授業や学生の勉学に資する図書（専門図書に該当）については、教員に

推薦してもらい、特にシラバスに表記されている教科書と参考図書は必ず所蔵するように努め、随時新刊に更新している。平成29年度現在の図書所蔵総数は、食物栄養学科、保育学科の関連図書を中心に約27,000冊に及ぶ。

本学では校舎に隣接して運動用地（実習園庭）が約6,900㎡用意されてり、冬季の積雪に配慮し通年用の運動施設として体育館（1,047㎡）を設置している。内容はアリーナ（694.6㎡）と更衣室・器具庫・談話室・部室（4室）からなる。この他に、校舎内には、アスレチックスペース・プール等（約550㎡）のスポーツ施設を有する。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- （1）固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- （2）諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- （3）火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- （4）火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- （5）コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- （6）省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

本法人には学校法人野又学園固定資産および物品管理規則が整備されている。これに基づく法人の指示により、本学の資産管理・物品管理は実施されている（規程）。

施設設備・備品の維持管理は事務局長が責任者となって、規定に基づき実際に使用している教職員との密接な連携により維持管理はなされている。

火災と地震を中心にした防火・防災・防犯マニュアルを整備して適正に運用している。

函館市東部地区消防署の協力を得て、毎年、秋季の火災予防週間に点検ならびに訓練を実施している。訓練後の講評を翌年の訓練に生かしている。また、地震対策として、教育施設の強度試験調査を法人本部の指示により実施済みで、校舎の強度には問題がないことが確認されている。夜間の防犯対策としては、民間のセキュリティ会社に依頼している。また、女子学生が多いので函館中央警察署の協力を得て、痴漢やストーカーに対する身の処し方等の指導を受けて対処している（マニュアル）。

本学の情報セキュリティ対策は、次のようなものであり万全を期している。

- ①各教職員及び全学生に対して、ユーザーID とパスワードを発行
- ②学内パソコンを利用する場合は、ユーザーID とパスワードの入力が必要となる ネットワークシステムを運用
- ③教職員及び学生のアクセス権限をそれぞれ個別に設定、取扱い可能なファイル等をアクセス権限によって管理
- ④離席時におけるパソコン第三者利用防止策として、シャットダウン・ログオフ・パスワード入力ロック等の周知
- ⑤ネットワークセキュリティ対策として、ファイヤーウォール、ウイルス対策ソフト等の導入・運用

⑥個人パソコンの学内持込は原則禁止で、特別な理由による持込み使用は許可制

⑦個人情報保護法の法人規程による情報の持ち出しの制限

以上のような、厳格な対応を指導している。

学科新設に伴う校舎の増築部分では、採光に優れた設計依頼を行い、光熱費削減となる省エネルギー対策を計った。また、断熱効果を高める複層窓ガラスを用いて、冬季の保温と暖房経費の節減に努めている。さらに部分的ではあるが、省エネのため自動スイッチ導入による照明点灯、LED化にも取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

学生の図書館利用が多くなる傾向にあるので、専門参考図書および関連図書を一層充実することである。また、教養教育の重要性からも、教養関連図書の充実も図らなければならない。

学校環境の緑化保全を兼ねて実習園庭を整備しているが、有効活用へ向けての取組が課題である。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1の現状＞

本学では、学習成果を獲得させるための技術的資源の整備として、基礎教育では情報処理実習室を利用した情報教育に重点を置いた学習指導を行っているので、食物栄養学科・保育学科ともに「情報機器の操作Ⅰ」と「情報機器の操作Ⅱ」でコンピュータの考え方を

理解し、文書作成と表計算ソフト（Excel）の利用と理解を目指した必修教育を施している。さらに希望者には選択科目として「コンピュータリテラシーW」「コンピュータリテラシーE」「コンピュータリテラシーP」で応用実務能力の修得を目指した教育指導を実施している。これらの指導は実務経験の豊かな外部の非常勤講師に依頼し、魅力ある教育支援を展開している。平成29年度以前は、受講学生の約半数はMOS検定を受けてそのほとんどが合格（95～100％）する実績を有して、就職活動においても有効な資格として活用されている。

特に、食物栄養学科の学生に対しては、栄養計算実務の指導を行っている。さらに応用科目として、選択科目ではあるが「コンピュータリテラシーW」「コンピュータリテラシーE」では、図形をまじえた文書作成・複雑な集計などステップアップした応用講座を設けて、職場等での実務に役立つ実践レベルの技術の修得を目指している。「コンピュータリテラシーP」においては、プレゼンテーションに役立つパワーポイントソフトにより、ファイル作成と表現技法の両方の修得を目的としたより高度な指導を行っている。

教職員に対しては、法人本部の主催で上記の内容の他、学園事務に必要なファイル作成の技術指導の案内があり、必要に応じての参加要請がありトレーニングの提供がなされている。シラバスと研究業績の情報公開を促進するために、FD・SD研修の一環として、システムの説明と入力のための研修を実施している。また、教務システムの運用により、成績入力および出欠入力も実施している。

技術指導を担当する専任教員や外部の専門講師を雇用し、学科共通の情報教育に資するハードウェアとソフトウェア、そして食物栄養学科での集団給食と調理実習関係の施設・設備、また保育学科で使用する特殊教室の整備と、ピアノを始めとする楽器等の備品の維持・管理については、できるだけ計画的な維持と整備に心がけている。円滑な教育支援と短大運営のため、関係知識を有する教職員等の意見を求め、定期的な保守点検を行って適切な状態を保持するよう努めている。

食物栄養学科と保育学科への教育支援と、短大運営のために必要とされる学内LANと情報機器等の整備に係る技術資源の分配、それぞれの学科に必要とされる技術資源の分配に関しては、定期的開催される短大運営協議会の場で、理事長・学長・学科長・事務局長等が中心となって協議し、その活用の点検を行って同資源の分配の見直しがなされている。

本学では職業教育の一環として情報教育を重視しており、授業や短大運営で常に活用できるように、そのメンテナンスに心がけており、定期的な整備の他に、何らかのトラブルがあれば速やかに回復するように、専門業者と連絡体制を構築してコンピュータを始めとする機器の整備を行っている。

平成16年度から学園全体の情報ネットワークの構築を開始し、学生の学習支援のためのネットワークは完成しており、有効利用している。

教員が各教室で使用する情報機器は整備されており、PCを使用したパワーポイントによる授業が一般的に実施されている。

本学ではコンピュータを使用できる特別教室として、情報処理実習室が整備されている。担当教員のために準備室も用意されている。情報処理実習室の座席数は56席で、クラス別の授業には十分対応できている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

情報関連の教育課程の編成・実施についての技術的支援は充実してきているが、今後、eラーニングの充実に向けてさらに情報機器の充実と効率的活用が課題となる。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧教育研究経費は経常収入の20％程度を超えている。
- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1の現状＞

以下のように計算書類に基づき財的資源を把握し、分析している。

本学の過去3年間の資金収支については、表Ⅲ-8のとおりである。

表Ⅲ-8. 函館短期大学過去3年間の事業活動収支計算書の概要

単位：円(5月)又は %

函館短期大学

	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
函館短期大学	教育活動収支差額	74,813,471	64,131,946	24,991,793
	教育活動外収支差額	2,220,297	4,319,025	4,807,402
	経常収支差額	77,033,768	68,450,971	29,799,195
	特別収支差額	△871,649	4,476	△48,007
	基本金組入前当年度収支差額	76,163,119	68,455,447	29,751,118
	人件費比率 (%)	45.7	48.9	52.9

短期大学の計算書類については、学校法人野又学園の計算書類の中で詳細に把握されている。すなわち、「学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日公布）」に基づいて作成されており、「決算書綴」として理事会において承認され、短期大学分の明細について記載されている。

上記決算書綴には、資金収支計算書、資金収支内訳書、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、固定資産明細表、基本金明細表、収益事業会計収支計算書、財産目録、連続・資金収支計算書、財務状況グラフ等が含まれている。

これらの内容に基づいて分析した結果は、平成27年度からは野又学園として関連校全体のSD研修を開催して報告・周知がなされている。

急激な少子化のなかで財務体質の改善に努めており、短期大学単独としての均衡は保たれている状況にある。

短期大学単独については、将来の18歳人口の減少を視野に入れ、入学定員減の対策、過剰な投資の抑制、人件費の抑制に努めている。

貸借対照表の状況は健全であり、学園全体では将来の施設等の更新や外部環境の急変に備えている。

短大の財政及び法人全体の財政については、野又学園として詳細に把握されている。毎年運営協議会が開催され、次年度の見通しと施設維持管理等の改善要望を含めた意見交換がなされている。このように短大と法人の財政状況は、組織的にも相互に理解されている。

少子化により学校経営は難しい時代となっているが、これまでの経営努力により本学園の財政健全化は着実に図られている。本学園は8教育機関と1収益事業（函館自動車学校）を擁し、全教職員が力を合わせ、地域社会のニーズに応える人材育成に努力しており、現在の特定期間資産残高（平成30年度末で約47.3億円）の状況からも、本学の存続は可能な財政が維持されていると判断している。

本学園は、私立大学退職金財団に加盟しており、教職員の退職金の掛金も滞なく納めている。

本法人は「学校法人野又学園資産運用規程」に基づいて、安全・確実を第一として、国内の公共債を中心とした資産運用を行なっている。

過去3年間の教育研究経費比率（教育研究経費/帰属収入×100）を下に示した。毎年度20%を超えている。学生募集が困難な時代となってきたので、相対的に教育研究経費比率は少し高い状況にある。

函館短期大学

平成27年度	教育研究経費比率	27.6%	(135,836千円 / 491,833千円 ×100)
平成28年度	教育研究経費比率	28.0%	(138,790千円 / 495,282千円 ×100)
平成29年度	教育研究経費比率	29.0%	(127,792千円 / 440,611千円 ×100)

施設設備の資金配分については、当座は大きな課題はないが、給食関連設備の更新や学習資源(図書等)については、各委員会の検討を受けて予算計上が行なわれ、適切な配分が行われている。

公認会計士による会計等の処理は、学校振興法および私立大学法に準拠した会計監査を受けている。日常的に法人本部の指導のもと適正に進められているので、会計担当者が公認会計士より特段の指導を受けたとの報告はない。短期大学は監査業務を終えた公認会計士よりの報告を毎回受けているが、問題点等の指摘は無い。したがって監査人の質問等に対して、担当職員の対応は適切に行われていると判断できる。

本学では、これまで学校債の発行はしていない。なお、本法人は経営の一助となる収益事業として函館自動車学校を運営しており、その収益金の一部は当法人の学校会計に寄付されている。このことは情報公開の対象内容として公表されている。寄付金は法人として積極的に働きかけており、平成23年度の税制改革において、学校法人への寄付金について「税額控除」が導入され、本法人も制度が適用されている。

過去5年間の入学者数と定員充足率を表Ⅲ-9に示した。食物栄養学科は平成27年度の志願者減に対処して入学定員減(20名)の申請を行い、平成28年に認可された。さらに、18歳人口の減少の対策として両学科において平成29年度入学者10名減、平成31年度中学者30名減を実施した。これにより、収容定員充足率の向上が見込める。

表Ⅲ-9. 各学科の過去5年間における入学者数と定員充足率

令和元年5月1日現在

学科等の名称	事 項	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
食物栄養学科	入学定員 (人)	120	100	90	90	60
	入学者数 (人)	86	77	94	65	53
	入学定員充足率 (%)	71.7	77.0	104.4	72.2	88.3
	収容定員 (人)	240	220	190	180	150
	在籍者数 (人)	176	162	167	158	119
	収容定員充足率 (%)	73.3	73.6	87.9	87.8	79.3
保 育 学 科	入学定員 (人)	100	100	90	90	60
	入学者数 (人)	81	73	53	50	54
	入学定員充足率 (%)	81.0	73.0	58.9	55.6	90.0
	収容定員 (人)	200	200	190	180	150
	在籍者数 (人)	148	153	123	98	105
	収容定員充足率 (%)	74.0	76.5	64.7	54.4	70.0

短大の経営には細心の注意を払い、収容定員の充足率の向上を図りつつ相応した財務体

質の維持に心がけている。特に、人件費比率を重要指標の一つと考えて（表Ⅲ-8、50%未満が望ましい。）、人事にあたっているが、年々上昇傾向にあり平成30年度には50%を超える状況となった。今後とも、学生の満足度を落とすことなく、収容定員の充足率に相応した財務維持を図るため、人件費等の内容精査を行ない改善に努める。

財的資源に関連しては、以下のように毎年度適正に管理をしている。

学校法人野又学園の中期経営計画（平成29年度 - 平成31年度）は、平成28年度の理事会（平成29年3月21日）で承認され、これに基づいて、短期大学の3か年の事業計画と予算案を作成している。

年度毎の本学の事業計画ならびに予算案は、11月末を目途に作成するよう法人本部より指示がある。短大事務局長は10月初めに各部署の責任者に連絡を行い、遅くとも11月上旬までに次年度の事業計画と予算案を提出させている。事務局長は2月までの入学志願者・入学許可者・歩留まり等を勘案して、短大全体の計画と予算案を再整理し、学長と打合せをした後に法人本部へ提出している。

5月下旬に定期的開催される理事会で、学園全体の新年度事業計画と予算案が審議され、了承された後に評議員会を開催して、そこでの意見を踏まえて再度理事会は開かれ、審議は尽くされて決定されている。なお、新年度を迎えた4月から5月までの運営では、経常的経費の支出については、その都度、法人本部の決裁を得て執行されている。

理事会が決定した本学の事業計画と予算に関しては、理事長の指示により本部事務局長・担当部長を経て、速やかに学長と事務局長宛に伝達される。これを受けて短大各部の責任者は事業の計画を執行している。

事務局長は、年度計画に沿った各部署の事業執行を監督し、その執行に伴う支払いに關して法人へ稟議をあげ決裁のもと適正に執行している。担当職員は日常的な出納業務を円滑に実施しており、事務局長は担当者が作成した書類を決裁し理事長へ報告している。予算の転用、変更等については、事前に法人本部の決裁を仰ぐこととしており、稟議決裁を経ない予算の変更は行われていない。

日常的な出納業務は、総務課職員が事務局長の指導のもと円滑に行われている。事務局長は担当職員が作成した書類に慎重に目を通し決裁し、法人本部へ届け理事長に報告している。

資産及び資金の管理は、法人本部の専権事項であり、理事長はその安全かつ適正な管理を第一として厳重に管理している。法人と本学の財務管理の立場にある担当者は、共に適切な会計処理をしており、内部・外部監査による記録は適切に保存されている。このように、本法人の資産及び資金は安全かつ適正に管理されていると認識している。

本法人の会計システムは、設置する学校と事務を統括する法人本部事務局の間でネット化されている。会計システムにおいて、法人本部事務局は各学校の月次試算表を確認することができている。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
- ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
- ②人事計画が適切である。
- ③施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2の現状＞

本学への志望者は女子が主であり、短期高等教育機関としては比較的需要の高い食物栄養学科と保育学科を開設して教育を行っている。いつの時代も「食」と「育児」の分野は、若い女性の大きな関心事であり、また、保護者の関心事でもある。したがって、比較的稳定した需要のある学科である。この二学科体制の維持と教育課程の見直しによる教育内容の充実により、学生の学習成果の獲得を確実なものとするのが目標である。これによって、教育の質保証を図ることで、社会貢献していくことを将来像として明確にしておき、教職員はこれらを共有している。

地方都市において女子の高等教育機関としての受け皿となっている本学は、保育と食物栄養関連資格を取得できることで高く評価されている。しかし、少子化に伴い女子の4年制大学への進学率が高まるにつれて、短大離れは地方で急速に進んでおり、その対策を強化している。

本学は、私立学校等経営強化支援事業に申請するのを機に、両学科の強み、弱みについてSWOT分析を行い、今後の対策を全学的視点から検討している。

法人本部との定期的な運営協議の場においても、短大の運営に係る学内外の環境変動についての客観的な分析を行い、その対応について協議している。

毎年度の経営実態と財政状況を分析し、中期経営計画（平成29年度 - 平成31年度）に沿った年度事業計画を策定している。平成28年度の三つのポリシー策定ガイドラインに沿って、本学の三つのポリシーを策定・公表し、その後平成29年度および平成30年度の2回にわたる見直しを行い、教育課程の中で一貫性のあるものとし、「学力の三要素」に対応したものに更新している。学習成果を目標としたディプロマ・ポリシーを達成できるような学生確保を行うために、多様な入試の選抜方法の改善を検討している。社会人を対象とした入試制度の他に、科目履修制度・長期履修制度・履修証明プログラムを用意するなどして幅広い受入れ対策を行っている。さらに特別奨学生制度を活用した優秀な学生確保も行い、短大の活性化に努めている。

学納金は、保護者と学生に対して学校案内と共に関係資料を配布し理解を求めている。年4回の分割納入を可能としており、何らかの特殊事情による延納に対しては、手続きによる配慮がなされている。

教員の人事計画は短期大学設置基準を遵守して適切に行っている。理事会においても毎

年度の人事政策の承認を受けて、適正に実施している。任用・昇格については、「函館短期大学の任用及び昇格選考基準」に基づいて選考を行っている（選考基準）。

職員については、法人本部の人事計画のもと適切に運用されている。昇任については、学長と事務局長の推薦を参考として、法人事務局長との綿密な打合せの上で決定される。対象人物の勤務年数・顕著な仕事上での貢献・資格所有等が審査対象とされる。

以上のように、人事計画は適切に運用されている。

小規模な設備に関しては、年度毎に短大の事業計画を法人本部に提出し、その承認を持って設備の更新や新設がなされている。

学長は事務局長を始めとして学科長・教員・職員等の意見を参考に整理し、法人本部と短大の関係者で構成する運営協議会の場で、これらの要望に対する意見交換が行われ、了承されたものは予算化されて実現の運びとなる。

建物等の建設に係わる大規模の施設設備に関する将来計画については、法人本部(理事長)の承認と協議しながら策定することになる。

本法人は収益事業として函館自動車学校の経営を行っており、現在のところ一定の収益が上がっており、その利益の一部が法人の経営する教育機関へ還元が図られている。

野又学園教育向上推進委員会のもとに「学術研究推進委員会」が設置されており、外部資金獲得を担当している。さらに各教員は科学研究費の助成を始めとして外部資金獲得に取り組んでいる。

遊休資産の処分についても、適正な価格で売却可能と判断がなされた場合、理事会と評議員会での承認のもと実行されている。

各学科ともに適切な定員管理が行われている。人件費比率(表Ⅲ-8)も適正範囲であり、定員充足率を考慮しながら入学定員の見直し等を実施し、経費のバランス維持に努めている。

野又学園の経営情報は全教職員を対象としたSD研修(説明会)において、経営情報が詳細に報告され、ホームページ上で公開されている。これにより学園関係者は財務等の経営情報を共有できている。

学長は、同様に短大内部においても学科単位の経営情報についてSD研修で報告し、内容は教職員で共有できている(SD資料)。

学生募集は2018年問題として取り上げられているように、18歳人口の減少が続くことで短大経営に直結してくる。特に、北海道・北東北の地方短大では入学志願者が著しい減少傾向にある中で、本学では積極的に全専任教職員がキャンパス見学会に関わり、また、入試広報活動にも関与しており、各人が経営に参加・協力しなければならないとの認識は強く共有されている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

経営の安定化と良質の教育内容の提供が課題としてある。経営安定化には入学志願者の増加が望ましいが、その実現には、定員見直しと地域連携による地域での存在感を増すための積極的な展開・工夫が必要となる。また、受験生の知りたい充実した教育情報の的確な提供と将来を見据えた「学生生活に対する高い満足度」が実感されていることが伝わらなければならない。

短大の財政は、入学定員の見直し等によりバランスが取れてきているが、さらに2018年問題という急激な18歳人口の減少期に対応した希望の持てる将来像を明確に提示できるかが課題である。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成24年度の行動計画の実施状況は、以下の通りである。

保育学科において若手教員の育成は停滞している。

外部からの研究資金の獲得額は伸びていないが、一定の科研費による研究が継続されている。

学科連携推進委員会の活動は、養成施設協会等の資金を得て全国食育週間に対応した活動を実施してきた。

地域社会との係わりでは、授業のPBLおよびキャンパス・コンソーシアム函館を中心として継続した連携を行ってきており、平成30年度からは私立大学等改革総合支援事業タイプ5のプラットフォーム形成に選定されたことから、産業界の参加も得て一段と地域の高等教育機関による活発な活動を期待できる。

地域社会からの依頼による講師派遣は、積極的に行われており、特にSNSに関連する依頼は北海道全域に及んでいる。

文部科学省の私立大学を対象とした支援事業に関連する申請機会が多くなったことで、専門職員の配置を含め教職協働体制を確立できた。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

専門性の高い教職員を養成するためには、教職協働によって効率の高い組織を構築必要がある。そこで、出来るだけ長期にわたり勤務できるような教育研究環境を整えることが望ましい。そのために、年齢構成の偏りを解消して教育力を向上による質の高い教育課程改善を目指す。

このような若手教員の育成による人的資源の活用による教育課程改善のためにFD研修の毎年度複数回の開催を計画する。

教育資源のハード面での改善として、教室あるいは実習室における最新設備への更新により、よりよい学習環境を整備する。

予算全体は少子化の影響を受けて縮小しているものの、現状は各種支援事業の補助金で収支のバランスは保たれているが、堅実な経営のため、諸経費の無駄を省き、人件費を中心とした抑制に努めると共に、各学科の強みを発揮できる近未来像を明確にして学生確保のための改善計画を策定して実行する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1の現状＞

本法人の現理事長（野又淳司氏）は、前理事長（野又肇氏）の後任として平成27年4月に新しく就任した。

前理事長は学園創立者の後継者として建学の精神の研究と今日的具現化に積極的に取り組みてきた。平成17年度を開始年度として、法人が設置する全ての学校に自己点検・評価制度を導入し、建学の精神と教育理念の具現化について、点検・評価を行い、理事会の承認を得ることとした。これを定着させるため「野又学園教育向上推進委員会規程」を定めて、理事会の決定により平成16年9月25日から施行している。

現理事長は、18歳人口の減少期にあって、野又学園の建学の精神および教育理念・目的を理解し、中期経営計画（平成29年度 - 平成31年度）を策定して、野又学園の発展に強力なリーダーシップを発揮している。

理事会の代表たる理事長の指揮のもとに、寄附行為や学則の変更を要するもの、事業計

画の基本、予算の大要など緊急な課題については、学長を始めとする各所属長と前広に協議が行われ、当該短期大学等の発議と主体性を尊重しつつも、その内部理論に埋没することなく、建学の精神の具現化、新しい教育の動き、法令遵守、社会(地域)貢献等の広い観点から、理事会、教授会の決定が適正になされるよう運営に努めている。

なお、年次の事業計画と予算及び、事業結果と決算に関してはあらかじめ評議員会の意見を聴くこととしているが、本法人では当該短期大学学長を理事・評議員として委嘱しており、意見が反映される措置がとられている。また、法人全体（設置する学校8校および収益事業としての自動車学校1校）の視点からの連携に関しては、理事長主催による所属長会議が開催され調整される。

理事長は、毎年度の事業報告および収支決算について事前に監事の監査を受け、5月に開催される理事会で関係書類を提示し、それに基づき口頭で詳細に報告し、意見を求めている。同時期に開催される評議員会においても、同様に事業報告及び収支決算について審議され、理事会で諮られる。このように、会計年度終了後2ヶ月以内の5月下旬に決算および事業実績を報告して意見を求めることで、適切に審議が尽くされている。

寄附行為第17条に理事会の設置が明定されており、当該理事会は本法人の業務を決し、また、理事の職務の執行を監督する権限を有するが、年に平均8回の理事会開催を行い、本法人の目的ならびに事業に関する議題について慎重に審議・決定している。また、決定をみた事項について、理事長および常任理事がその職務を適切に果たしていることについて、報告をまとめる等の監督を行っている。

本法人寄附行為の第3章、第17条の第3項に「理事会は理事長が招集する」こと、また、同条の第7項に「理事会には議長を置き、理事長をもってあてる」ことが明定されており、実際に規程どおり実施されている。

理事会は、先の法令改正にともない当該短期大学には認証評価が義務付けられたことを、学長より詳細な説明を受けて承知している。平成17年度および平成24年度の審査の場において、理事会の代表者である理事長は、積極的に審査に臨み「学校法人野又学園および函館短期大学の教学と経営について」の説明責任を果たしている。

理事会は、法人本部が設置各校の所属長・事務局長と密接な連絡をとり、学内外の情報、特に教育関係の法令を中心とした情報収集に心がけている。また、監督官庁である文部科学省・厚生労働省関係の通知に対して、遺漏のないよう報告等の点検を指示し、関連する会議等に出席して情報収集に怠りのないよう気をつけている。

理事会は、学校法人が教育基本法及び私立学校法にしたがって、建学の精神に基づき学校教育を行う目的で認可されていることを承知しており、また、当該短期大学の運営についても、学則・諸規程の改廃については、理事会の承認を確実にしている。

学校法人野又学園および短期大学がその運営に必要としている規程の整備状況は次のとおりである。

法人運営に必要とされる規程としては、野又学園寄附行為、同寄附行為施行細則を始めとして、学園事務管理規則、学園教育向上推進委員会規程、学園個人情報管理規程、学園就業規則管理規程等、20余りの規程・規則等が整備されている。

また、短大運営に必要とされる規程としては、函館短期大学学則、短期大学教員の任用及び昇格選考基準、短期大学自己点検・評価委員会規程、短期大学公的研究費の管理・監

査に関する規程等の25あまりの規程・規則等が整備されている。

当法人の理事9名は、寄附行為の選任条項(選任区分)により法人功労・学校の長・評議員の互選・学識経験者から慎重に選任されており、そのいずれもが私学の拠って立つ「建学の精神」を理解しているものである。即ち、理事長より理事会に提出された調書とその詳細な報告により、学識と見識について審査、決定している。各理事はいずれも法人の健全な運営に務めている。

私立学校法第38条の規定を受け、本学園の寄附行為に定める第3章「役員及び理事会」の第6条と第7条において準用して、本法人の理事は選任されている。

本規定に関しては、当該学園では寄附行為施行細則の第4条で、役員及び評議員の選任に係る条項として準用されている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

学校法人野又学園の理事会等の管理運営体制は確立している。これによって短大の円滑な運営が行われている。同法人は高等教育に係る法令を遵守しており、理事長は強いリーダーシップを発揮して建学の精神に基づく教育研究の推進、理事会の議事、運営等を行っていることから、特に大きな課題は見当たらない。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。

⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

①教授会を審議機関として適切に運営している。

②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

- ⑤教授会の議事録を整備している。
- ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1の現状＞

学長は学則第45条に規定されているように、教授会の意見を参酌して最終判断を行っている（平成27年4月学則第45条改正施行）。

現学長は、学園理事会の審査を経て平成27年4月に就任した。大学人としての経歴は長く、北海道大学に36年間勤務し、この間7年の評議員、3年の副研究院長の職務に就いた。その後、平成19年4月から現在に至るまで函館短期大学教授として勤務し、この間食物栄養学科長、学生部長、教務部長、健康生活科学研究所長を務めた。現在は学園理事・評議員に就任している。このように学識に優れ、大学運営に関して識見を有すると認められ、人格者として教育研究の責任ある地位で職務遂行に努めている。

学長は学園訓3カ条を具体的な信条とし、その具現化を図るため短期大学の食物栄養学科と保育学科の教育研究の推進と充実に努力している。

教育の質の保証のために平成24年度の第三者評価向けにシラバスの充実、三つのポリシーの策定及び学習成果および査定方法の明確化等による教育改善の推進を図り、短期大学の教育の質向上・充実に尽力した。学内においてFD・SDを主宰し、教職員の資質向上を図った。また、GPA(fGPA)の導入に向けたデータ分析を行った。

学生に対する懲戒に関しては、学則第53条に規定されており、学生委員会の審議を経て、学長が懲戒することとしている。

所属長である学長は、中期経営計画（平成29年度 - 平成31年度）に沿って、毎年度の事業計画を策定するにあたり所属長方針を示し、その当該年度の教育および経営の方針を明示している。これにより学長の方針に従って教職員が機能的に組織活動を行うこととなり、教職員組織の統督が可能となる。学則第40条第2項においても「公務に関する最終的な決定権は学長が有する」と規定されている。

函館短期大学には、学長選考に係る規程はない。本学の学長の選考は、理事会が短期大学設置基準の第22条の2に示された「学長となることのできる者は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学運営に関して識見を有すると認められる者とする」との条文を斟酌し、また、法人寄附行為施行細則第6条の2に示された「学長は、原則として専任でなければならない」との条文を参照して選任されている。

選任された学長は、短大が従来から実施してきた教学の方針を尊重しつつ、監督官庁から発せられる変更・改正等の通知を全教職員で共有し、必要に応じて学長室会議あるいは教学マネジメント会議において適正な手続きを経て、教学運営の職務遂行に努めている。

本学学則の第9章教授会（第42条 - 第46条）の規定に基づいて教授会を開催し、適切に運営を果たしている。

本学は平成27年4月の私立学校法の改正に伴い、教授会における審議事項は以下のとおりに改正された（学則第45条）。

学則第45条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1. 学生の入学、卒業及び課程の修了

2. 学位の授与

3. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2. 教授会は、前項に掲げるもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

なお、上記第1項第3号で学長が定める事項を次に掲げる三つの事項とした。

1. 教育課程の編成および授業に関する事項

2. 教員の教育研究業績の審査

3. その他、教育研究に関する重要な事項

この規定に従って、教授会は審議機関として適切に運営されており、意見を述べる事項は教授会に周知されている。

学則第45条で規定されている通り、学生の入学、卒業、過程の修了、学位の授与及び本学で必要と認めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で学長が決定することを周知している。

学則第44条には、教授会の成立条件等が規定されている。即ち、学長が議長となり、開催要件である教授会構成員の3分の2以上の出席を確認の上で開催される。また、開催は、毎月1回を原則としている。

議事内容は本学事務局長が責任をもって記録し、学長が指名した議事録署名人（2名）が内容を確認・署名後、議事録として保存され、法人本部ならびに監督官庁の照会や指示に対応できるよう適切に保管がなされている。

本学における学習成果（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「コミュニケーション力・社会人力」）の目標となるディプロマ・ポリシーはカリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーとともに一貫性のあるものとして、中央審議会の示した「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」を参照して策定し、教授会の審議議案として内容を教務部長が丁寧に説明しているので、その認識は共有されている。

本学の教育上、管理運営上で必要とされる委員会は、教授会の下にある29委員会が各委員会規程に基づき設置されている。各委員長（部長・館長・所長・センター長等が兼任）は、学長・事務局長と密接な連絡をとり、各規程等に従い適切な運営と責任ある活動を行っている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長は、野又学園の建学の精神に基づく中期経営計画に従って、短期大学の教育目標および三つのポリシーの達成を目指し、学生の学習成果の獲得のために努めている。各種委員会の適正な運営を行い、特に学長室会議、IR委員会および教学マネジメント会議を機能させて短期大学の教育の内部質保証による説明責任を果たすことにリーダーシップを発揮している。

野又学園の理事・評議員として学園全体の運営に関わる中で、短期大学の管理・運営に

貢献し、手腕を発揮している。

教員の異動に伴う人材確保と少人数で多くの委員会を有効に機能させ、安定した教学運営体制を構築することが課題といえる。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1の現状＞

監事の職務は本学園の寄附行為第16条に規定されているが、同条の①と②に従って、監事は学校法人の業務と財産の状況についての業務行為を(2)で述べるように適正に遂行している。

理事会および評議員会の開催時に監事も同席しており、特に毎会計年度の監査報告書を作成して、その監査報告を求められる5月末の会議では、積極的に意見を述べ学園発展に有益な教示を行っている。

本学園理事会は毎年5月の第4週目に開催されている。毎年度決算・事業報告で、2名の監事は、連名で監査報告を理事長宛に提出している。報告書には私立学校法第37条第3項に基づいて、学園の財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書）を含め、学校法人の業務及び財産に関して監査を実施したこと、そして監査の結果、学校法人の業務及び財産に関して、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実の無いことを認めた旨の記載が、毎年度理事会資料に添付されており、直接報告がある。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2の現状＞

学校法人野又学園はその寄附行為第6条に、役員として理事を7～9人、監事を2人置くと定めており、平成30年3月31日現在、理事9人、監事2人、評議員19人を設置しており、評議員は理事の2倍を超えた人数で構成され、私立学校法第41条の要件を充たしている。

私立学校法の第42条は、1. 算、借入金、重要な資産の処分 2. 事業計画 3. 寄附行為の

変更 4.合併 5.解散 6.収益を目的とする事業 7.その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるものの諸事項について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を求めることを定めているが、この規定を理事長と評議員は互いに理解しており、規定に従い運営している。その運営状況については、理事会および評議員会の開催時に、議事録に記録されて署名人の確認のもと大切に保管されている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

＊当該区分に係る自己点検評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3の現状＞

必要な教育情報の公開については、「学校教育法施行規則」に基づいて、本学のホームページに掲載している。

財務情報の公開については、「学校教育法」に基づいて財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を公開している。また、関係者の閲覧が可能なように学園ホームページに掲載するとともに、本学のホームページともリンクさせ公開している。また、直接来訪した関係者より財務等について尋ねられた場合に備え、法人本部はホームページに掲載されているものと同じ内容が記された財務資料(閲覧用)が閲覧できるよう取り計らわれている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

学校法人野又学園の理事会、評議員会における審議は適正に行われており、理事長および学長のガバナンスにも特に問題点はない。野又学園各校は中期経営計画および毎年度の事業計画に沿って適切に実施されている。

野又学園および各校の会計処理も適切に処理されている。

野又学園および各校の教育情報、財務情報はホームページに掲載し、公開されている。このようにガバナンスに関しては、課題となることはない。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成24年度の行動計画は、実施可能な改善改革の策定とその実行であった。したがって、函館短期大学で計画した中長期計画に沿って検証する。

平成26年度 - 平成30年度の5カ年計画である私立大学等経営強化集中支援事業計画の進捗状況は理事会開催ごとに報告されている。この中で、新入学生確保は計画通りに進んでいないが、それ以外の項目はかなりの程度順調に進んでいる。

他に平成26年度 - 平成28年度中期経営計画（第1期）および平成29年度 - 平成31年度中期経営計画（第2期）に沿って、短期大学の経営を進めてきた。第1期では、食物栄養

学科は(1)ダブルスクールの推進、(2)栄養士の実力向上、(3)教員の資質向上を目指す計画の80%程度の改善が進行したと考えている。また、保育学科では、(1)幼稚園、関連保育園、つどいの広場等をフィールドにした学習の積極的導入、(2)実習の教育連携室を核とした連携体制の確立、(3)卒業後教育フォローアップの充実、(4)専門職講座の拡充についてはほぼ達成できた。第2期の(1)「学力の三要素」による成績評価システムの確立、(2)教員の教育力向上、(3)キャンパス見学会の内容充実、(4)栄養士のブランド力向上、(5)栄養士・幼稚園教諭のスキルアップでは、平成29年度の実績から(1)(2)(3)で目標が達成されていない項目もあるが、他は達成に向けて順調なスタートである。

この間、短期大学の持続的可能な経営を目指して、教職協働体制下でSWOT分析・進捗確認、FDの開催、SDの実施により円滑な運営が行われてきた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学校法人野又学園の理事長および学長のリーダーシップは十分に発揮され、ガバナンスも確立しているといえる。特に改善点があるとは考えていない。

本法人の8教育機関がこの地域に輩出してきた人材は多いが、18歳人口の減少が暫く続く中で、どのようにして地域に必要な人材を養成する教育を継続していくのかが課題となる。中堅都市でその地域に必要な人材を養成できなくなれば、その地域は一層疲弊してしまいかねない。したがって、野又学園のガバナンスを生かし、経営環境を整えた上で、私立大学等改革総合支援事業タイプ5（プラットフォーム形成）の中長期計画に沿ってこの地域の教育連携が進めば、高等教育を基盤とした地域活性化に寄与できる可能性がある。

函館短期大学

付表 函館短期大学 自己点検・FD・SD・IR・教育改善の動き

実施年度	自己点検・評価報告書の評価年度	函館短期大学FD・SD・IR	CCH ^{*1} のFD・SD・IR	シラバス	教育改善	授業評価アンケート 授業改善コメント	
平成16年度 (2004)	平成13年度～ 15年度(2003)				野又学園教育向上推進委員会設置による授業参観の実施	授業評価アンケートは平成13年度から実施（年度末の実施）	
平成17年度 (2005)	平成14年度～ 16年度(2004)			シラバス形式に一新（充実）			第三者評価 (第1回)
平成18年度 (2006)	平成15年度～ 17年度(2005)			B5判に改訂			
平成19年度 (2007)	平成16年度～ 18年度(2006)		CCHの前身の協議会の主催FDに参加 ^{*2}				
平成20年度 (2008)	平成17年度～ 19年度(2007)	FDの義務化（H20.4.1）	CCH主催FDに参加		CCH単位互換制度の発足、 函館短期大学のアドミッション・ ポリシーを更新（学科新設に対 応） ^{*3}		
平成21年度 (2009)	平成18年度～ 20年度(2008)		CCH主催FDに参加				保育学科の新設
平成22年度 (2010)	平成19年度～ 21年度(2009)	FD・SD実施委員会の設置 (H22.11) 第1回FD・SD（2010.11.16） 第2回FD・SD（2011.1.18） 第3回FD・SD（2011.3.15）	CCH主催FDに参加		学習成果・アセスメント（査定） の明確化	後期からセメスター毎の授業 評価アンケート実施と評価 結果の教員へのフィード バック	
平成23年度 (2011)	平成20年度～ 22年度(2010)	第4回FD・SD（2011.6.14） 第5回FD・SD（2011.9.14） 第6回FD・SD（2012.3.19）		充実・A4判、 授業目標・到達目標の記載、 評価方法の明確化、 PCによる履修登録の開始、 シラバスのWeb公開	・短大および両学科の3つの教育 方針を制定（広報誌への記載、保 護者への周知） ・アドミッション・ポリシー ・カリキュラム・ポリシー ・ディプロマ・ポリシー	前期・後期授業評価アン ケート	
平成24年度 (2012)	平成21年度～ 23年度(2011)	第7回FD・SD（2012.10.9） 第8回FD・SD（2013.3.22）				・前期・後期授業評価アン ケート ・後期から授業改善コメン トの提出（専任）	第三者評価 (第2回)
平成25年度 (2013)	平成22年度～ 24年度(2012)	第9回FD・SD（2013.5.7） 第10回FD・SD（2013.9.27） 第11回FD・SD（2013.10.30） 第12回FD・SD（2013.11.22）		シラバスのチェック体制の強化 （第三者によるチェック機能）	ディプロマ・ポリシーの見直し、 学生便覧の改訂・新装版の作成、 オフィシアワーの設定	・前期・後期授業評価アン ケート ・授業改善コメント（専 任） ・アンケート評価の高位者の 紙上顕彰の実施（専任・ 非常勤）	

函館短期大学

付表 函館短期大学 自己点検・FD・SD・IR・教育改善の動き

実施年度	自己点検・評価報告書の評価年度	函館短期大学FD・SD・IR	CCH* ¹ のFD・SD・IR	シラバス	教育改善	授業評価アンケート 授業改善コメント	
平成26年度 (2014)	平成23年度～ 25年度(2013)	第13回FD・SD (2014. 5. 30) 第14回FD・SD (2014. 11. 25) 第15回FD・SD (2015. 3. 24)		シラバスの新装丁版の作成、 チェック体制を規程に明記、 授業外に行うべき学修（予習・復 習、準備学修等）の記載、 科目ナンバリングの導入、 ループリックの活用（成績評価）	前期からfGPA導入、学修ポート フォリオの作成、記名による学修 時間の調査	・前期・後期授業評価アン ケート ・授業改善コメント（専 任） ・アンケート評価の高位者 の紙上顕彰の実施（専任・ 非常勤）	・私立大学等改革総合支援事業、タイ プ1＆2に申請 選定
平成27年度 (2015)	平成24年度～ 26年度(2014)	IR委員会の設置（H27. 4. 1） 第16回FD・SD (2015. 6. 16) 第17回FD・SD (2015. 8. 20) 第18回FD・SD (2015. 9. 17) 第19回FD・SD (2015. 11. 27) 第20回FD・SD (2016. 3. 24)	CCH主催合同SD・合同IRを 企画・参加（第1回） (2015. 8. 24)	標準学修時間の目安を記載	・履修単位登録上限の設定（CAP 制導入） ・後期分から科目評点、改善コメ ント、成績分布の閲覧開始（教務 課で学生・教職員を対象に） ・アドミッション・オフィスの設 置（H27. 8. 19）	・前期・後期授業評価アン ケート ・授業改善コメント（専 任） ・アンケート評価の高位者 の紙上顕彰の実施（専任・ 非常勤）	・私立大学等改革総合支援事業、タイ プ1＆2に申請 選定 ・私立大学等経営強化集中支援事業 タイプBに申請 選定
平成28年度 (2016)	平成25年度～ 27年度(2015)	第23回FD・SD (2016. 6. 15) 第24回FD・SD (2016. 6. 24) 第25回FD・SD (2016. 7. 4) 第26回FD・SD (2016. 12. 12) 第27回FD・SD (2016. 12. 22) SD研修室の設置（H29. 3. 22）	CCH主催合同SD・合同IRを 企画・参加（第2回） (2016. 8. 22)	・カリキュラム・マップの作成・ 承認 （H28. 12. 22） ・シラバスの第三者によるWeb活 用チェック機能の強化（作成-承 認者チェック-差し戻し理由送信- 修正-確認-承認）（H29. 3. 3）	・「3つのポリシー（3P）の策定 及び運用に関するガイドライン」 に従い見直しを行い新たなポリ シーを策定（一体性・整合性、一 貫性のあるもの、H28. 12. 22）、 公表（H29. 4. 1） ・アセスメント・ポリシーの策定 （H28. 12. 22）、公表（H29. 4. 1） ・プログレスシートの開発（「思 考力・判断力・表現力」「コミュ ニケーション力・社会力」を要 素に分けて評価）	・前期・後期授業評価アン ケート ・授業改善コメント（専 任） ・アンケート評価の高位者 の紙上顕彰の実施（専任・ 非常勤）	・大学教育再生加速プログラム（AP） 「高大接続改革推進事業」テーマV卒 業時における質保証の取組の強化 に 申請、不選定 ・私立大学等改革総合支援事業、タイ プ1＆2に申請 選定 ・私立大学等経営強化集中支援事業、 タイプBに申請 選定 ・私立大学研究ブランディング事業、 タイプAに申請 不選定
平成29年度 (2017)	平成28年度(2016)	SDの義務化（H29. 4. 1） 第1回SD研修（2017. 4. 5） 第2回SD研修（2017. 6. 1） 第3回SD研修（2017. 7. 5） 第4回SD研修（2017. 7. 31） 第5回SD研修（2017. 9. 1） 第6回SD研修（2017. 9. 8） 第7回SD研修（2017. 9. 15） 第8回SD研修（2017. 9. 22） 第9回SD研修（2017. 9. 29） 第10回SD研修（2017. 11. 29） 第11回SD研修（2018. 1. 12） 第28回FD・SD（2017. 7. 31） 第29回FD・SD（2018. 3. 12）	CCH主催合同SD・合同IRを 企画・参加（第3回） (2017. 8. 25)	科目DPのチェックの開始（ディプ ロマ・ポリシーと到達目標に関す る調査開始）	・3Pの策定・公表の義務化 ・プログレスシートによる調査・ 評価の実施 ・学修マネジメント会議の設置 （H29. 4. 1） ・PDCAサイクル管理の確立 （H29. 7. 12） ・保育学科の授業科目について単 位数と授業時間数を設置基準に 従って見直した。 ・アドミッション・オフィサー任 命（H29. 9. 14） ・両学科の3つのポリシーを「学 力の三要素」に基づいたディプロ マ・ポリシーの設定と整合性を取 るために見直しを実施し、教授会 で承認した（見直し1回目） （H29. 12. 15、平成30年度公 表）。	・前期・後期授業評価アン ケート ・「科目担当者による授業 科目評価・授業改善コメン ト」（専任・非常勤） ・アンケート評価の高位者 の紙上顕彰の実施（専任・ 非常勤）	・私立大学研究ブランディング事業、 タイプAで申請、不選定 ・私立大学等改革総合支援事業、タイ プ1＆2に申請、両タイプ選定 ・私立大学等改革総合支援事業、タイ プ5プラットフォーム形成に申請 選 定 ・私立大学等経営強化集中支援事業 タイプBで申請、選定

函館短期大学

付表 函館短期大学 自己点検・FD・SD・IR・教育改善の動き

実施年度	自己点検・評価報告書の評価年度	函館短期大学FD・SD・IR	CCH ^{*1} のFD・SD・IR	シラバス	教育改善	授業評価アンケート 授業改善コメント	
平成30年度 (2018)	平成29年度(2017)	第1回SD研修 (2018. 4. 5) 第2回SD研修 (2018. 6. 7) 第30回FD・SD (2018. 8. 20) 第31回FD・SD (2019. 1. 22) (シラバス作成FD) 第32回FD・SD (2019. 3. 28) 第3回SD研修 (2018. 9. 20) 第1回学生参画FD研修 (2018. 9. 25) 第4回SD研修 (2018. 11. 22) 第5回SD研修 (2019. 2. 18) 第6回SD研修 (2019. 3. 28)	CCH主催合同SD・合同IRを 企画・参加 (第4回) (2018. 8. 23) CCHは函館商工会議所の参 加を得て「プラットフォーム」を形成 (2018. 4. 10) 「函館・高等教育ブラッ トフォーム中長期計画」 を策定 (2018. 9. 26)	・シラバスの充実〔1科目A4判か らA3判とし、全科目に「成績評価 の基準(ループリック)」を記載 した。〕 ・ループリックは、「授業到達目 標に対する到達度の目安」と「当 該DPに対する到達度の目安」の両 方を記載した。	・両学科に食育指導士 [®] の導入 ・TA規程の制定、TA研修の実施 (2018. 9. 25) ・「函館グローバル・コミュニ ケーション」の開講決定 (10/30) ・「コンソーシアム函館教養」の 開講決定 (10/30) ・保育学科に「保健児童ソーシャ ルワーカー」資格導入を決定 (10/30) ・保育学科に「准学校心理士」資 格取得導入を決定 (12/25) ・函館短期大学履修及び成績評価 に関する規程の制定 (2019. 2. 8;2019. 4. 1施行) ・3つのポリシーの改定・公表 (2019. 2. 19) (見直し2回目) ・ディプロマサブリメントの試験 運用開始 (2019. 3. 11) ・函館短期大学「はこたん食レク 推進員」認定規程の制定 (2019. 3. 11)	・前期・後期授業評価アン ケート ・「科目担当者による授業 科目評価・授業改善コメン ト」(専任・非常勤) ・アンケート評価の高位者 の紙上顕彰の実施(専任・ 非常勤)	・私立大学研究ブランディング事業、 タイプAで申請、不選定 ・私立大学等経営強化集中支援事業に 申請、選定 ・私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 (教育の質的転換) およびタイプ5 (プラットフォーム形成)に申請、選 定
2019年度	平成30年度(2018)	第1回SD研修 (2019. 4. 4) 第2回SD研修 (2019. 4. 15)		・ICT活用および実務家教員の明 記 ・全ての科目に「学修評価の観 点・基準を定めたループリック」 を記載	・内部質保証の重視による評価 (PDCA) ・「函館短期大学 単位認定の方 針」の制定・公表 (2019. 4. 26)		認証評価 (第3回)

*1 CCH: キャンパス・コンソーシアム函館

*2 CCHの前身の協議会: 函館市高等教育推進協議会

